

御座候右御歡旁草略如此御座候頓首

正月十三日

美濃守

左衛門尉様

二白春寒御自愛御專一奉存候以上

九九 同 前

安政元年正月頃カ

極内々申上候近比差越之事恐入候得共此度魯船滞留も長く實に警衛向大心配仕候處先々無滞相勤大慶之至御座候勤用之事に付子細も無之候得共重役初警衛向家來共夜白出精仕候儀は御見聞之通りに付可相叶儀に候は追而公邊方家來共出精仕候儀御沙汰等御座候得は別難有彌以此先出精可仕候私事は追々結構に仰付候儀に付いか様共不苦何卒以家來共は何とか御沙汰御座候得は誠以難有仕合左候得は此先き異船渡來

之節彌以差はまり家來共出精可仕存候間此段御合迄に御内々申上置候家來共は誠滞船中重役共も雨露をしのぎ候計之小屋に詰切之事に御座候間何分宜敷御合奉願候御一覽後御投火可被下候以上

同日

一〇〇 同 前

安政元年閏七月十八日

一筆致啓上候秋暑輕候得共彌以御無事珍重奉存候先達は御細翰被下殊珍敷墨被下厚忝奉存候いつれ其内龜畫にゝも相認差上可申候無據取紛居候間一々貴答不仕略儀之段御高免可被下候
一魯船渡來に付先比は御委敷蒙上意拜領物仕誠以難有仕合奉存候
一和蘭蒸氣軍艦壹艘入津に付早速家老播磨初非番所守衛之人數船出張申付非番所受取候に付當番方肥前守見廻り相濟次第小子も可參存居候處
肥前守十五日に着崎之由其日エケレス船コルヘツト壹艘蒸氣船三艘入

津之旨申來候間猶又人數船等早速出張申付小子事も近々罷越候心得に御座候一躰魯人と違事六ヶ敷可有之書翰持參之旨差支いまた不相分候得共先々穩之様子と申事に御座候定之難題申候事と推察いたし候又々貴君筒井御下向可有之不遠於領内拜顔可致相樂申候遠路度々御苦勞に奉存候エケレス事は唐國に軍艦數十艘備へ居候由に付御所置次第早々軍艦差向一と合戦之心組と存申候彌以其心組に仕申候下田等に余り柔弱之御都合に付眼ヲ驚候様なる一ト合戦も可然哉共存申候魯人各別取扱方六ヶ敷可有之哉存申候如何之御所置に可有之哉奉伺候万一戦争に及候共長崎は宜敷候得共五嶋之儀極々危き事共に有之候とても加勢は出來不仕いまた軍艦も無之候間被 仰付候共小子は御斷申上候心得に御座候は異船ヲ恐レ候には無之候得共犬死同様之軍は不仕心得に御座候御一笑可被下候近來御軍事御改正被 仰出候由千萬恐悅至極に奉存候且又日本惣船印も被 仰出一段之御事御座候色々申述度事も候

得共多用に付大略亂毫御海容可被下候頓首

後七月十八日

福岡

左衛門尉様

二白時候御厭專一奉存候下田御所置傳承仕候貴君には魯人の被相渡候御書面も有之御當惑之至遠察仕候万事驚入候御事共御座候委細には不申上候以上

一〇一 鍋島直正

佐賀藩主 書翰 [川路聖謨宛] 安政元年五月六日

川路左衛門尉様

松平肥前守

三月十九日之貴簡相達忙手拜披先以時下薄暑愈御清福奉賀候さて崎陽御下之節度々得駿晤種々御密話等吐露心腸本懐不過之候御通藩之折は諸事不行届餘り龜承之處却る御懇之預御挨拶不堪慙愧米夷浦賀入港に付御歸

程御急キにて御着府少之御草臥も無御座益御健強之由欣躍仕候新築之砲
臺反射爐等之義預御激獎殊に閣老方其外へも御吹聽被下候由いまた中々
世に廣め候程之義に無之候處右之次第不當之至御座候尤海防之義は吾家
之職掌十分之力を盡度心事御推察可被下候其後魯戎又々來舶無程致退帆
候得共いまた五島平戸邊出沒之由可醜所行御座候米夷も下田邊へ相繋り
居候由最早退帆も候はんか彼是嘸御紛冗奉遙察候心事萬緒禿筆難盡候先
以貴答草布如此御座候不罄

五月六日

麓門

川路賢兄

几下

再啓其折醉後之拙揮御藏弃相成候由不堪赧汗藏拙奉祈候寧樂製之佳
墨御遙惠御深情應致拜受候追々梅氣に向ひ候折角御自愛可被成下

一〇二 同 前

安政元年十二月廿一日

川路左衛門尉様

松平肥前守

朶雲拜展仕候即辰窮陰寒氣猶更烈敷御座候處愈御清迪奉欣躍候陳は海國
圖誌被懸貴意遙々預御惠贈御懇篤之至別々忝深厚奉謝候扱先度崎陽へ再
渡之魯舶先般阪陽へ下碇其後當時下田へ停泊之趣右に付貴君筒井其外御
出張相成居候由仄承知仕候種々御苦心奉察候一體此節渡來之旨趣且御應
接之始末如何之次第御座候哉御番方心得にも相懸候事故御差支無御座候
は、大略預御示度極密奉希候將又先月初旬諸國大地震に就中海岸之國
々洪浪に而大害を蒙候由響蹙之至御座候弊藩杯も餘程之震動に而其後折
々相震不安心之事共御座候下田邊大變之趣御出張中にて嘸々御心配遙察
仕候乍然先々御無難不堪欣抔候筒井老體窮窘察入候御同様無難にて可有
之大祝仕候其他申述度心事如山候得共歲晚紛冗來春緩々御音問可仕と致

閣筆候先は寸謝奉復迄匆匆御座候頓首

臘月廿一

棟堂拜

川路賢臺

左右

再申餘寒不可人折角御自重奉祈候又頓首

一〇三 脇坂安宅

京都所代書翰「川路聖謨宛」安政三年正月廿八日

寸楮拜啓青陽嘉瑞不可有盡期先以公方様倍御機嫌克被遊御超歲恐悅至極貴家御揃御安盛御加壽之趣中務御傳承欣喜不少候然舊冬貳ヶ條御示之内一ヶ條未決之筋有之不及御答候處則中書へ御尋越之趣同人御申聞御懇情辱覺候漸當廿五日申遣方相決し候に付廿六日之次飛脚に注進いたし大意關東へ御委任之御警衛筋いつれとも難被仰出候間渾被差扣此度

其筋被差出候書取文面不行届候得とも實情は當時之儘に有は領々疲弊萬々一之義有之節に至り十分之義難成却御不爲に可有之哉と深く心配平日は御仕法を以御緩め被置候は、國力つよく御頼母敷との主意に有之候定評議にも可相成注進面ちと入組候得共大切之事故有之儘認置候間御熟覽所希候乍末毫時氣折角御厭可被成候頓首

正月廿八日

脇坂淡路守

川路左衛門尉様

一〇四 島津齊彬

鹿兒島藩主書翰「川路聖謨宛」

川路君

薩州

日々不順之時候に御座候處愈御清安奉賀候然は此節無據御郡代金拜借相願申候委細は以家來申上候通之事に甚差支當惑之次第に御座候間厚御

舍被下候様奉希候扱また金山之義此節申參候様子に而は山模様彌宜敷追々出金相増候との事に御座候間當年中大丈夫百貫内外は上納可仕と存申候間秋比にも相成彌出金相増候は、又々前借相願候義可有之候間只今宜敷御合置可被下候此段以書中御頼申上候間宜敷御合奉希候頓首

三月九日

猶々時氣御自愛專一奉存候委細伊三次可申上候間吳々も宜敷奉希候以上

薩摩守

左衛門尉様

用事

一〇五 安藤信睦老中書翰川路聖謨宛

玉机下

甚寒之節先以愈御安靜奉賀候然は過日は當氣爲御尋何寄之美品御惠贈千萬奉厚謝候從是も寒中相伺度愈薄之一籠差出し申候御叱留可被下候右申上度早々如斯御座候頓首

十一月廿五日

二陳寒威御厭專一奉存候每度御無音罷過不本意之段御許容可被下候

一〇六 板倉勝明安中藩主書翰川路聖謨宛 安政二年九月二日

拜呈

秋冷御座候處益御清祥奉恐賀候然に昨日は拜顔欣喜之至奉存候扱近日御上京被成候趣御苦勞御義に奉存候何日比御發足被遊中仙道御旅行被成候哉相伺度奉存候此段得貴意度如此御座候草々頓首

九月二日

尙々輕少之青籠中呈覽いたし御叱留可被下候拙文御笑具迄に呈覽仕

候御批評被下候は、幸甚御座候百拜

一〇七 同 前

再御復

伊豫守拜

昨日之御返翰被下奉拜見候先以益御清福奉恐祝候然に叢書外集云々御丁寧被仰下難有仕合奉存候追々取集可申候心得に御座候乍併序文にも申述候如く有用之ものは兎角觸忌諱候義も有之官或は其家々より相禁申候刻候義難相成困り申候其分は外集餘集と致候而寫本に而相傳候様可仕奉存候其内呈覽可仕候且見事之御品爲御挨拶被下早速拜味仕候義御厚禮可申上候折節出來合申候墨刻類呈上仕候最早呈覽相成候品も可有之歟と奉存候書餘萬々拜謁迄草々頓首

十一月十日

尙々御端書難有奉存候以上

安中板明拜

川路君侍史

一〇八 同 前

拜呈

一翰呈上仕候昨今炎熱難堪御座候益御清祥奉恐賀候然に叢書第五集落成仕候に付呈上仕候愚意拙跋に而御承知可被下候草々頓首

六月念六日

尙々時候折角御自愛可被成候西村哲老義何分可然奉願候百拜

一〇九 同 前

過刻は一寸と拜謁欣喜之至奉存候其後益御清穆奉恐賀候然に當季 御起居奉伺度輕少之一籠呈覽仕候御叱留可被下候扱拜顔之砌御話御座候一條

に而後刻賤价差出申候此段申上度如此御座候頓首

十二月十一日

尙々嚴寒折角御自愛被成候様奉存候再拜

板倉伊豫守

川左衛門尉様

御自披可被下候

一一〇 久須美祐雋

陸下

書翰

川路聖謨宛 天保十一年十一月廿六日

久須美返事遣ス

其後意外之御無音背本意候仕合恐入候追々寒冷相募候得共益御勇猛奉恐賀候しかれば十兵衛殿にも差扣 御免當分は轉役と覺悟被致候哉と被察候處若林出勤直に御用掛且は御先手杯も度々明候得共不存寄所も出來候事故兩所共居附に相成候義と心得罷在候處去ル廿日十兵衛殿轉役扱々意

外之義右は御發駕後御評議も種々變候義にも可有御坐哉夫は兎も角も右御明きに相成候に付翌日兼而示談之通同役并西丸同役共々肥後守殿に厚く申立吳候間西丸下様御馴染之方々にも如例内願いたし度候遠境申上候も二階々目藥之様に候得共跡は春と之風聞も有之候間不取敢奉願候委細は御發駕前申上候通之次第に而老人御厄介には候得とも御同勤之儀不被思召儘何分御精力偏奉願候右は申上候迄にも無之候哉に候得共餘り御無音申上候故老人之儀如何いたし候哉と御案之程も難計候故無別條精勤罷在候其所は御配慮吳々御精力を以成就候様奉願候尤貴答は堅く御斷申上候以上

十一月廿六日夜認

久須美六郎衛門

川路三衛門様

左腕カ

猶以十月頃は御當地も存外暖氣過候處去ル十一日より俄に寒氣相募

兩三日は私方泉水も氷張候程之儀北海離鳴之寒氣始之義別之御自
愛被成候様奉存候例之亂毫失敬御高免奉願候以上

一一一 同 前

一翰拜啓先以追々霜威相加候處被爲揃益御清健奉恭賀候扱御臺場一條先
日以連署伺書之儀御内談申上候通何分にも水行之處故障有之事實に於も
出水等之節は必らず障り可申儀外に勘辨等之いたし方無之儀故同役共厚
く評議之上場所替之儀相伺候儀に御坐候尤鉉之助とも一通り場所一覽爲
致候得共存寄無之由乍去和流は遠町處分之儀且西洋砲を鑄立に相成候上
は鉉之助耳にては不安心に被存候に付其節當地に居合候元江川に隨身之
由村上第三郎事は西洋臺場學殊に精熟之趣に付内々一通り爲見候上存寄
相尋候處元場所よりは玉利之處少々隔り候へとも素々川口に乗入候船之
御備に有之候間強而損易無之御不要害と申儀無御座候旨申出候間旁伺之

通に取調候儀に御座候間此段御合迄に申上置候何分厚御勘考被成下可然
御教示之程奉希候御相懸り様方には別段御文通も不申上候間是亦可然御
傳致之程奉仰候右は御合迄申上置度草々閣筆候短景と申御繁劇之御中於
御承引は尊答之儀奉固辭候如例飛書草略御高免可然御判讀奉希候恐々頓
首

十一月十一日

佐 渡 守

左衛門尉様

二白寒威折角御養護被爲在候様乍憚奉存候拙義も先々頑健努力乍憚
御放慮可被成下候已上

一一二 矢部定謙

下

書翰

川路聖謨宛

天保十二年正月十日

新春之慶賀四海同風先以彌御勇壯被成御在勤珍重御留守御一同様御壯健

に被成御揃目出度小子も無異に加年御休意可被成下候扱舊年も度々之御細翰委一奉謹承候所染に廻答も不申上如例之大するけつまらぬ奴と嘸々思召も可有之哉と深奉恐入候如何段々被仰下候趣御尤之御儀併追々に御居合等之義大慶仕候詰候所は其人物丈之所にも最初は土地にも彼は申もの有之候とも又外々にも何とか申候も實は皆論するに足らず一尹之心一國之心と相成候事に付得と研究仕候へは何レ他を御勘定所にて彼是と申候も不及只々其人才さへ御撰御任せ被成候方御爲に御座候何分其論行れ不申私も御苦勞御察し申上候御自愛專一奉存候扱小子も舊冬は難有早速御歡被仰下其上何寄之御品御祝ひ幾久敷拜納併恐入候右等之御答御禮且は舊年之御報も早速可申上候所誠に意外に打過例之癖之するけ失敬何分御用捨奉願候外無之候先々私も御赦には相成難有仕合乍去久々之隱居又ちと世に出何事も田舎ものと相成又ちと支配は更に商賣違ひに御勝手と表方と打交り候様之意味有之候併國家之事に不抱候間心痛筋は

藥に仕度とも無之只々四百人程之御預りゆへに繁事うるさき事には有之候へともむつかしき事無之申サハ矢張樂場所不才之私には是ならは相勤り可申扱々安心之所夫に貳千五百之御足は彌々以恐入候事御座候
○舊年も御細書御答不申上篠山十兵衛へも御加筆之趣申聞候様宜と申事扱同人も彼ノ先年松前に羽太戸川と引別仕候へは御先手は結構難有事に御座候併ちと愚知之質ゆへに迂活は有之候へとも詰りは心得違ひあ之位之仕損有之候も又五百石之御足方は取増申候私などはいかなる不調法有之候共夫は不存候へとも千俵差上貳十三段程之下り夫よりは宜と申諭候事に御座候鳥居も差扣先ツ御免小野太夫支配尤大いかり之由皆々恐れ罷越候覺も無之申候大的定に罷出候哉と相尋候など大立腹之由に候へとも夫も小普請入仕候は又其法に隨ひ候事ちと不分明之立腹に御座候

○明樂之遠行彌々以御爲には可然事に近來御勘定所むつかしくあき

れ果候様子此上如何成行可申哉詰りは組頭任と相察し申候其外追々に總
る歎息之事とも申候と誹謗に相當り候る閉口只々恐入歎息之外無之多分
忠次郎幾三郎には御尊申上候事に御座候猶其外万々可申上候へとも先は
御詫旁如此御座候此泰平年表は最早御承知とも奉存候へとも差上申候此
節尤もむつかしく相成筒井取扱中如何相成可申哉尤不宜事候へとも用
は立候ものに御座候まゝ御一笑可被下猶幸便万々申上候恐惶謹言

壬正月十日

左 近 將 監

三 左 衛 門 様

玉机下へ

猶以折角余寒御自愛被成候様奉存候追々此表も雪も有之彌以米下落
諸色高直いかゝ成行可申哉世を救之時來り候へとも一同閉口もわか
らぬ事候何とぞ江戸表相違之義も御座候はゝ被仰下候様奉願候

一一三 同 前

天保十二年十月廿二日

御答

駿 河 守

昨日は御出被成候所折ふし客來中御答不仕先以彌御壯健奉賀候然は被仰
下候趣奉謹承則南川貞八之書付初見返上仕候右に御聲かゝりさへ有
之候へは又都合宜義も有之候間大番頭其外被仰下候趣いろゝ雜説有之
候へとも御察し之通り近江配下之者共之手段に詰りは多分之徳用取り
可申候兼る相合見濃申合候事とも此度は案外之事に成行申候間一躰に小
普請方之惡風貴兄に一洗と心得其外とも諸事如此之正路に不成何は
分小普請方之詰職人内實不宜成行申候間此度之仁兵衛へいろゝ邪魔仕
出來不申様に仕迎途に出走爲仕候へは以來こりゝ仕御奉行へ裏切り
仕候無之と申存念ゆへ之由に相聞種々と惡計をめぐらし又風聞も申ふら

し候ても決る氣遣ひ無之詰りは此度之御燈籠万一差障り出来兼候るは石工一同之不調法可爲被申書面も取置申候間急度出来可仕尤小屋場之儀も過日も申上候通り筑^ツ地理立地大和屋太右衛門請負地に取極既に一昨日人足諸道具迄持付候所水野備前守親類朽木周防土屋い賀太右衛門へ引渡可申哉之伺差出候左候へは又々例之町會所廻し之小印濟に申上其上御差圖と申に又々兩三日も相延申候ても急度右引渡さへ相濟候へは直に小屋出来仕候いづれ尊面にて可申上候何も昨日之貴答草々頓首

十月廿二

猶以いづれ尊面可申上候へとも小屋場出来仕候て外々之通り御用と申印御渡被下候様相願候所仁兵衛に限り其儀は不相成と之御沙汰有之候由右は御奉行様へは不申上候と之答も可有之哉可相成は外御石燈籠小屋場通りに被成下候様と願申候いづれ忌終にて相伺可申候以上

一一四 同 前

天保十二年十一月四日

舌代

駿河守

彌御壯健扱石燈籠之義御承知にも可有之候へとも昨日仁兵衛罷歸り候る組之者へ申聞候間則御覽に入申候

○いづれ尊面に可申上候扱々御支配向之事は實に以舊弊御改には御骨折レ申候事は私も始る承知仕候此度之義も何分いづく迄も邪魔仕不申候るは舊來之仕癖一洗に相成可申左候るは不相成と申一同之見込と相聞過日仁兵衛へ御用幟御渡之義申上候所□□いか様詰所之品ゆへに御治定被成兼候趣は御尤に奉存候然るに尾張屋孫三郎は右御用も不被仰渡に山方へ御用幟貳本差出仁兵衛之方は御用に無之孫三郎手之方は別莊と申何分仁兵衛之切出しに差支申候間不得止事孫三郎召捕候と直に山方疑ひも解ケ

申候間此上は安心仕候ても此間中は右ゆへにちと心配仕候何分穩のみにては彌以必至と邪魔仕候間南川貞八へも申聞度昨日仕候所一テ言も無之いつれ詰メ候とも又は詰不申候ともいか様にも相成申候間登 城之節拜顔に御内談可仕候昨日貞八私直に承り候所尤此度之義は是非吟味可仕爲には毛頭無之必竟邪魔を防キ候爲に呼出し候間強弱は相尋不申候事皆打消申候へとも詰りは一同之申合不届至極之御支配向あきれ果申候□□□可申御座候

○御燈籠之義は精々出精仕候間御休意可被下候夫に付は日々組之者見廻せ申度奉存候此義は私組何も御燈籠之出來に見廻り候には無之下方取締若不精之者有之候と直に召捕申候右之爲に候間御聞置可有之御座候

十一月四日

一一五 水野道一

麾下

書翰「川路聖謨宛」

弘化三・四年頃四月十九日

本月十二日之貴翰態々御示御壯榮欣然疇昔御用材御調置之二帳御役所に
有之迎御組方之差出候付不取敢御廻被下御深切辱早速懸へ爲見置候水拔
出來仕候古木を尋居新に立木伐出し候處未評決無之何レ決評次第否可申
上候間尺之義申上候様則凡左に認ム

椶 御門柱 三尺二寸角程八本程

長四五間位

御門臺梁 根廻り一丈余之品

長八間

椶 松之内

同 桁梁 廻り七八尺物八本程

長五六間物

凡右之趣に御座候山中奔走調にも先及不申職方之者は多分心當も可有之
間右之處置御聞試一應被仰付度其上には山方見調之義は猶可申上候過日

之貴答旁奉謝度草略頓首

四月十九日

治（花押）

南極老年君

尙申追々薄暑之内冷候相交不同に御座候御自愛專一明日は御城代譽
 田道明寺葛井寺下太子築兩邊巡見拙子案内仕候處天氣好勤筋なから
 珍敷地理什物古器數多一覽悞心目申候管公楠公 神功后之品等多有
 之候時鳥は十分と樂出候處一聲も無之雲雀と蛙に飽申候
 ほととぎす難波のさとはなにゆへに鳴わたる聲のうとくも有かな
 御地は嗚々鳴ふらすらんと羨望候いか書餘は期后と存候
 鴈の玉章之玉句おかしく御返し考無之殘念々々

若狹守

左衛門尉様

一一六 同前詠草

兩節

鶴膝

なにはの任に侍りしほとのことゝもあけつらひ給ひてかねにみけ
 しさへ賜はりしにかしこまりを 桂 満

なすわさはなにもなきをかしこさの恵みは老の身にあまりつゝ
 おなしとしのくれに

いとゝしさ恵みのころ裳重ねつゝ袂ゆたかに春をまつかな

六とせあまり難波に旅ゐして秋の末つかた故郷にかへりしとしの
 暮に

つもりそふ老はおもはてふるさとのはるに のいそかるゝかな

春のはしめに

おもひきやなにはにつきて忍ひてしふるさとの春にけふあはんとは

旅まくら忍ひてとしをふるさとのほるにあへるは夢かあらぬか

元旦子日にあへれば

春きぬとあやに囀るうくひすのはつねの小松野へに曳はや

樂しさの春しきぬれはこまつひくいさ子日せむみやひはしめに

元朝拜賀のかしこさを

君を拜み大みき賜ひから衣めくみかしこきみ世の春哉

一一七 石河政平

士 書翰「川路聖謨宛」嘉永六年六月十六日

左衛門尉様

土佐守

此度は越中守殿に御附添海岸御見分御用被爲蒙 仰候由御苦勞千萬奉存候實に國家に御爲不容易御用柄乍憚御懸御丹誠日頃に御忠精相貫候様深く奉祈候 拙近海見分の節に御用留三冊手日記二冊さし出申候御留置可被

成候其余は用部屋書留類有合候分不残さし上候御見合にも相成候は、本懐存候

一 御普請役は誰々被召連候哉右は始終自分駕之左右に附日々供仕候依り菅笠手丸提灯は御普請役銘々自紋に補理相渡置候方御都合宜可然候哉と存候

但先年拙は見分の節は右に心得無之藤組之笠なとかふり附添甚見苦舖困り候へ共道中之事故其儘に打過キ候右は被取止候ものへ能々御家來を爲御談相成

一 近來御老若方遠足遠馬の節股引に無之多分伊賀袴取用候定而此度も伊賀袴と被察候依り甚乍龜末色々仕立申付候儘態と御餞別之心計呈上仕候若御不用に相成候は、御家臣に被下候様奉存候右申上度早々以上

六月十六日

尚々折角炎候御厭專要に候此節の儀吳々も御大切可被成候小人腫物

何分同扁にて難義仕候此節柄至る恐入く奉存候以上

一一八 松平近直

廳下

書翰

「川路聖謨宛」 嘉永六年十月六日

左衛門様

小川丁

今日は長崎御用被爲蒙 仰實に以御規模之御事全以多年之御忠精天地に貫通仕候事乍去實々之御心配恐察仕候實國家大事此事尙々御忠勤相願候此品は 先君被爲 召候事故彼地御着用御威光ヲ以制伏せしめ目出度御歸府相待候印入貴覽候不計是迄出格に被仰越候次第露程も忘却不仕天地に誓ひ申候只々父兄に相放レ申候心配心細キ事此事に御座候夜中なから寸志迄に御勇忠祝し上申さし上候貴答は必斷申上候御用も御座候は、無御腹藏相願候實父兄と常に心掛置候事に御座候以上

十月六日

尙々御事多御取こみ 御留守 御母公様御令子様之事は私一身に引受御加節可申候間必々御掛念被成間敷候

一一九 佐々木顯發

廳下

書翰

「川路聖謨宛」 嘉永六年十一月十三日

寸簡奉拜呈候追々寒候罷成候處益御勇健御旅行被遊奉慶賀候扱先般は御懸り替并此度之御用被爲蒙 仰御規模之御義恐悦至極奉拜賀候併し何とも御配慮御苦辛之御事共深く奉恐察候此程は濃州御嶽宿より貴書被成下今般は殊之外御急之由に山崎通御通行孰れ御歸府之節は御立寄御藏其外御見廻りも御座候事之由謹承仕候扱御發駕前も僅之日間殊更短景其上一旦御見合之御沙汰も御坐候趣に承知別し何角大御混雜之段も奉深察實に此度は不一通御煩勞筆端には申上盡し兼候義に明暮同役とも御尊申上續候義に御坐候且宿送に申上候通魯西亞船も去月中退帆右等之模様も定る江府より御聞込之義とは奉存候へとも自然御不都合も

可被爲在哉と痛心仕候吳々も寒天長途之御旅行厚御厭專一之義と奉禱上候次第何も相替候義無御坐此節は短日旁隨分〱御多用に夜陰ならては御用役所引キ不申おまけに兎角風立折には出火も有之候出馬恐らくは閉口仕候此度は近邊御通行之事故別し而賤脩をも差出可申處何歟紛雜無其儀御旅中御容體伺之大略書并籠末至極之兩種菊や源兵衛に相詫し御篋箱之内に差入恭呈仕候次第御時節柄別し而薄儀失敬之段偏に々々御仁免奉願候御事萬縷來春和之度御歸府之時に譲り早々如此御座候以上

十一月十三日夜

顯發拜

左衛門尉様

日々くれ〱も寒威御自重被遊候様奉禱上候小生先幸に無異乍憚御放念奉願候以上

一二〇 荒尾成允

下士

書翰

「川路聖謨宛」

嘉永六年十二月廿五日

奉復

土佐守拜

華章拜誦仕候過刻は態々大助殿被遣貴意之趣且江府御同列之御書狀拜見逐一に承諾仕候猶又右の御書加へ御座候趣も被仰下是又承知仕候御洩し之趣至極御尤と被存候過刻拜見之御書面も御扣メに御十分之被仰遣方とは不存候得共拜顔に無之故先差扣其段鳥渡可申上哉如何可仕哉と存居候處の御紙上に全御同意と大慶仕候事に御座候右之存込故同役迄は十分に申遣候心組に御座候併右様申遣候も魯人對話之様子は不存候事故左迄之事とは存申間敷と甚嘆息仕候事に御座候右之心組故吳々十分に可申遣と奉存候兼々御伺濟之基本之地の出候儀も國家之御爲難去場合に至候は、小生罪人と罷成可申候間御見込之處猶委敷相伺候様可候先は前條貴酬迄早々亂毫御海恕可被下候恐々頓首

十二月廿五日

一二一 筒井政憲

下

書翰

「川路聖謨宛」 嘉永六年十二月十六日

左衛門尉様

肥前守

寸楮拜啓然昨日美濃守に申來候祝砲之義昨夜は貴君御退散後使之者罷歸彼船に答申遣候處彼是申譯は致し候へも詰り此末之處猥りに發砲致ス間敷且今日美濃守通船之節も勿論放發致間敷旨申聞之由使に參候者并通詞に申聞候間此段美濃守罷出候は、御對話之節御咄し可被下候猶委曲之義後刻拜晤御咄可申候先は美濃守參上前に此段得貴意置度勿々申上候頓首

十二月十六日

一二二 同前

左衛門尉様

肥前守

今朝之貴報拜見仕候入御覽候附札之趣御兩人之所覺も無之由乍去右役所之儀は謹一郎主職に候間同人方へ向出し候歟或は調所へ出し候方にも可有之哉与風御懸合被成候旨被仰下委曲承知御尤之御儀奉存候拙義明後日は登城仕候間持出し謹一郎へ申談候上附札等之義取極候様可仕候今朝之書面御返却落手仕此段貴報迄如此御座候以上

四月廿二日

一二三 林長孺

下

書翰

「川路聖謨宛」 安政二年十二月廿二日

一筆啓上仕候甚寒之節御座候處益御勇健被遊御座恐悅至極奉存候先は時候伺旁捧愚札候恐惶謹言

十二月廿二日

林 伊太郎

邦彦(花押)

川左衛門尉様

參人々御中

猶以寒中折角被爲厭候様乍恐奉禱候扱連年諸國災害打續候折柄猶今般江戸表地震旁御入用筋莫大之御儀は勿論に唯々恐入候間愚昧ヲモ不顧種々急務之策勘弁仕候得共差當り拙策も無御坐候間兼取調置候御林木伐出之見込を以伺出差出候積り草稿相認猶熟考候處右稿中目立候文面も有之殊に同僚其外一般に被仰渡再々市中木品直下ケ等之廉は廟堂之御議論筋に私共表立申上候も體裁におゐて如何可有之哉詰マリ無益之品を以有用に替一時之御融通にも相成候は夫レに遺憾無之義に付私支配所丈ケ之處を以猶伺出調直右之

分此度計局へ差出候間新舊兩稿爲御見合極密御手元之差上申候可相成は御賢考を以掛りの可然御督責被下置否早速御下御知御坐候様仕度且舊稿之義若又不相當之筋も無御座候は乍恐御奉行様思召被爲出候様に一被仰渡は相成間敷哉併是は恐入候義に付強奉希候筋には無御坐候右は兼貯穀に付拙策中之一條ゆへ兼々御内慮も伺候上にて進止可仕筈之處都下急務に差掛候に付此度は無其義先ツ計局に向ケ差出申候不惡思召可被下候尤此外にも貯穀之策御坐候間是は來春に至り御密教相伺思召次第にて進達之積御坐候扱又月迫仕り御公私御多忙にも可被爲在處舊年之御懇命旁鄙衷宏竭不相替迂濶書生之情態御憫笑可被下候私義も災後弊轄窮民夥敷上納物等も仕兼候折柄日夜痛心罷在候條乍恐御憐察之程奉希候餘は後便に讓り先は急キ如此御坐候以上

又云事故紛間中に文意轉倒亂筆失敬之處偏に御高免之程奉希候

以上

一二四 大久保忠寛

磨下

書翰

「川路聖謨宛」

安政四年八月十日

二白時令折角御自愛專一奉存候此度は御同役様御代りに御當分別
る何歟と御繁多奉察候下田君も不遠江戸へ御呼付に相成候由風聞御
坐候いつれ遅かれ早かれ左様無之る不參事故少も御早キ事恐悦と奉
存候再拜

當地は最早落葉相催冷氣過候尊地如何益御万祥被爲在奉恭賀候扱御厚禮
申上候今般御支配向出役之節は御丁寧御傳言殊更好物之御一折御惠投不
淺難有毎々御事多之處御懇情被成下候段不堪感謝候且御内々被仰下候上
は御支配向何歟風聞も承候は、御心得迄に可申上旨委曲承知仕候若從僕
等に何歟御坐候は、内々銘々へ直にも心付可申時宜寄候は、御内通可仕
候得共此度之御配下只今之處に、一統格別慎も宜敷様子に、此處之者

も安心と申居候間御休意可被下候是は極御内々には御座候得共鑑察方之
内筆頭一人は此地之正直者は大に恐居又大膽者は何ヲ見テ取候哉却而致
能ト申風聞に御坐候此評に、御察可被下候私も當春迄は勤候場に、皆懇
意故別る氣毒に御坐候既右風聞受候筈と存候事二ヶ條程も有之從僕など
の義候得共心附方も可有之候得共左様にも無之事故只々八ヲ寄候計に御
坐候尤極内鶉氏へは申遣候
○此干肉當所名産故誠に些少には御坐候得共御禮之印迄に呈候今少々寒
ク相成候は、又々可呈と奉存候御一笑希候
○過日も相願候私御證文之義何分にも御聲掛り伏希候無糧籠城之心持御
察可被下候尙後便可申上草々頓首

八月十日

右 近 將 監

左 衛 門 尉 様

一二五 木村喜毅

廳下書翰「水野忠徳宛」 安政四年十一月晦日

嚴寒之節益御清健拵賀之至奉存候御歸府後は別種々御繁劇之御義と奉
遠察候然は江川方大象弘吉演五郎太郎左衛門カへ願之趣を以歸府之義申來浦
賀方三郎助始同心二人是又此節歸府可仕旨被仰渡申候兼御承知之通り
之意味も有之後來之取締之爲且は當人瑕瑾にも不相成御歸府之方至極可
然義に於小生も安意仕候直にも出立可爲仕處いまた傳習仕殘之義も多
分有之質問等も仕り其上歸府仕度趣いづれも願出申候御地別段急速御用
も無御座候は、當年は最早餘日も少御座候間來春出立可爲仕と奉存候右
に御差支も御座候は、早速被仰下候様仕度候内實江川方之者はいづれ
も今一兩年も居殘傳習受申度種々歎願申出候へ共兼之意味も有之候者
共に付當地に於難承届趣申達置候定御地之方へも願出候義も可有之
哉内實之意味有之御呼下し相成候趣は悟り不申と相見申候其愚可笑之至

に御座候

○新來傳習生之内にも不宜風評之者も有之に付此程新古一同へ嚴令申達
置候處此度歸府被仰渡候者共も有之一同恐怖戒慎罷在候此度はいづれに
も取締相立候義と奉存候兼も申上候通り舊傳習生は逐々歸府被仰付候
方可然義と奉存候此程騎銃隊傳習人をも被遣候趣被仰渡逐々傳習生多人
數相成何分世話も行届不申甚奉恐入候義に御座候

○明春甲比丹拜禮之義被仰渡種々自儘之義も申出困入候事に御座候何分
例之狡猾甘キ事には參り不申候此程陶器店處女之義に付吟味有之右等
は御國風俗にも拘り候義に付嚴重御懲らしめ相成候様仕度且又先達拙
論も申出出島へ女商出入致し候義は御嚴禁相成候様仕度往々之御取締不
可然哉に奉存候當節之御場合實以御取締向不容易折柄に付實は貿易章程
篤と相合迄は今少々御出張相成候様仕度義に御座候何分私共而已に御万
事不行届深奉恐入候義に御座候何も後便万々可申上候草々頓首

十一月晦日

圖書

筑後守様

再申時下御保重奉希候外々御無音申上候義御海涵可被下候

一二六 永井尙志廳下書翰「川路聖謨宛」 安政五年五月九日

一筆拜啓梅霖之候愈御壯泰奉賀候然先般は御轉遷と歟何共難申上是迄は不一通御懇切被成下千萬忝仕合此上共不相變奉願候御承知之通拙漸此節略局中之勤事も相分候位に中々以未十分之一も了解致不申候接とても年來之局中規則悉知は不被致共々倚頼之主を失誠に當惑之事に御座候當時之模様拙輩も只跼天踏地致退出後歸宅致候得は今日も先此儘に無滞退出と安心致又明日之消息は如何と案心神公私混亂致候計に御座候頓首

五月九日

玄蕃頭

左衛門尉殿

一二七 蛭川能登守廳下書翰「川路聖謨宛」

啓上仕候追々暑も催可申候處兎角不順冷氣に御座候益御安泰被成御勤奉賀候御左右相伺申上候さまく申上度事も御座候毎々御尊申居候信州の一事板行に成申候間一通り上申候古き事伺度候三輪長谷釜戸石上其外の事何ソ御しるし御座候は、伺度以上

五月十八日

能登守

左衛門尉様

机下

一二八 水野忠徳磨下書翰川路聖謨宛

過刻は一寸罷出候處御逢に大暑中別恐縮之到扱は其比之御草案清書
に取懸尙又勘考も發候まゝ四五字書加御相談申上候如何可有之哉尙御加
刪一寸相伺候無御腹藏被仰下候様奉願候頓首

六月十一日

筑後守

左衛門尉様

一二九 新見正興磨下書翰川路聖謨宛

川左衛門尉様

貴下

新見豊前守

嚴寒之節被爲揃益御壯健被爲渡奉歡喜候乍每度御無音罷過奉恐縮候扱當
氣御障等も不被爲在候哉御左右奉伺度候且此品甚微少之至御座候得共
來仕候間入貴覽候夫々御取捨可成候尙書外拜謁萬々可申上候取込文略御
免被成下候頓首

十二月朔日 賀

尙以折角寒氣被爲厭候様奉存候乍跡 御惣容様方にも可然様希候御

答之儀堅御免奉願候

正興

拜啓

一三〇 佐久間啓松代藩士書翰川路聖謨宛 弘化四年五月十六日

四月廿日之御手書拜接難有捧讀仕候先以 尊侯倍御萬福被爲渡浣慰無此
上奉恭慶候然此地大地震之趣被爲及 御聽早速安否御垂問被成下今に

始めさる御事に御坐候へとも御深愛之至萬々難有不勝感激奉存候寔に尊
教之通未曾有之大變驚駭仕候乍去寡君別條も無御座賤家も奴婢に至候迄
も無難に御坐候間乍恐御放念可被成下候地震は三月廿四日亥之初刻に
て候所小生義廿三日夕より散々感冒の氣味にて熱氣甚しく疫邪にて候
候所すき不仕四月十日に全快仕候其後は至て頑健に御坐候間乍憚御過念成下ましく候
歟と恐れ候程の義にて其日も終日打臥罷在其時刻に至り少しく睡り付候
所大雷の落掛り候程の音耳に入候に付柱跡にて見候へは休息仕居候所の起上り
見候處住居も今にゆり倒し候はん計りの大地震にて候故庭へ飛出候半と
存し障子をはあけ候へとも老母の義氣遣はしく存し其部屋へ驅參候所行
燈もゆり消し前後眞闇にて柱の折れ候音瓦の落候響餘り甚しく候故聲を
掛け候ても碌々聞へ不申漸聲をあてに探り寄り候て手を取り庭の方へ扶
け出し漸其時に至り互に無難にて候ひしを悦び申候其節庭へかけ出候
と家來を差置候所の壁の倒れ二階の落ち隣家の潰れ候は一拍子にて御坐
候ひきけしからす危き事ともに御坐候乍然爰に一申上義は常に存養未熟

にては瀕死之際精神の動搖いか様に御坐候半かと無覺束存し罷在候所尤
も此度の變は相手の無き故に相手の御坐候よりは餘程處し易き所御坐候
か其變際此家潰れ候は、性命は是きりと存し候ひしかとも精神は更に別
に動搖不仕急卒の際老母を扶け出し候手順迹にて追思仕候ても聊か悔念
無御坐候此一事は此變に際し候てせめての實驗と奉存候變後追々人々話
を承候に逃げ出候人に致し候ても立候てはゆり倒され、又は椽側より
はね落されたと致し候もの多分有之又途中往來のものなとも人に投げら
れ候様に地上に倒れ候て起き候はんといたし候ても何分起かね候ひしも
のも御坐候趣に御坐候然るに小生義は前にも申上候如く散々不快にて御
坐候ひしか起上り候て是は大變に候と存候以後は暫之間病患頓に身を去
り候て平生に異ならず小生之臥蓐より母の休息仕候處迄は三間を隔て曲
折仕居候故間敷に仕候と七間程に御坐候夫より廣庭の方へ又五間計りも
御坐候所其間半は趨り參り半は老人を抱へ候て歩み候か足元は甚慥にて

聊かよろめき候氣味は無御坐候ひき是は西洋家にて申候へは興奮か孔孟流にて申候へは志氣の致す所と見え申候此後其義を同藩之學友宮下主鈴と申ものに話し候處此ものも其夜變中足本は至て慥かにて平日も同様の如くに覺へ候ひしと申候此者格別文字は無之候へとも其性至て篤實にて甚孝心なるものに御坐候處其母にて候者は數年以前失明仕常に家の内を匍匐仕候て用を便し候位に候故主鈴義も其夜格別に心痛仕精神を養ひ候故大震動も格別足に障り申さゝりし事と見え申候依之精神の守り御座候と唯うかと致し居候ものと顛覆之際には甚差別御坐候義を證し候義に御坐候偕又其後追々に御承知も可被遊候か地震之夜犀川の上筋に山拔有之彼急流を關留め下筋へは水一向に下り不申上流は次第に湖水の如く相成候に就キ吏民一統恐惶は仕候へとも如何にも仕るへき様無之拔落候場所も多分之事に無之候へは人力を以堀割候とも又は火薬の力を以吹割候とも手段付可申候へとも高サ三十間長サ十丁計幅四十間程の所一ヶ所高サ二十間長サ五丁程幅五十間の場一ヶ所にて尤も幅は水道をつけ候計にてよろしく候へとも高サ長サいかに多分にて夫も平日無事の時に候へは夫役人足も相應に出し方御坐候へとも領内一統潰家も多く死傷も夥しく人々自ら救

ひ候に遠なき折の事に付人足も多分には出かれ又は火薬も小生歸藩後漸種硝の法を手始め仕候位の義にて積り見候所貯の火薬の上にて近邊火薬を買集め候ても中々引遇不申乍去人力と火薬と兩様兼用ひ候は、少しく益も御坐候半と愚意なと申候へとも其逆發の響にて其餘の山も崩れ候半なと申論出候て其議も遂に空しく止み候ひき 唯水下急難除の普請を漸と仕候位の事に御坐候所都合十九日にて四月十三日夕七ツ時過其關留の場二ヶ所とも一時に破れ川中島川北川東とも一圓の洪水に相成候田畑并に人家の流失夥しく既に城の外壇へも水押入候て今二三尺も水嵩増り候と寡君にも立退き被申候はんと申手配に御坐候所幸に夜半頃急に減水仕銘々安心仕候ひき乍去領内之損失多分にて左なきたに突詰の領分にて有餘も無御坐候上に此兩度之大變にて莫大之雜費出來り此上の所寡君にも如何致し公私之用を承せられ候事歎と痛心此事に限り申候久しく節儉を主とし冗費を省き候様に心掛られ少しく文武之資も出來候時節に至り此大變災にて万事齟齬仕嘆はしき事に御坐候智者はよく禍を轉して福と成すと申候へは此末の計らひ次第此天災の却て此地方の幸となるましきにも無之候へとも是は其人ありて後の義先は拙手之碁打か

誤りて大損を致し候とて直様上手に成かね候と同様都て今迄の手振りか
手振りに候故此末ととも一段上の手は打て申ましくと透見仕居候事に御
坐候此變に付小生之足を伸へ候様の義は無之歟との御芳問に御坐候か此
義は決して有御坐ましく候初め地震之砌小生は不快にて引籠罷在候か城
下は勿論近在とも潰屋多く假に小屋を立つとひ候にも繩は夥しく入用候
へく此品乏しく候ては必ず諸方差支可申と存し候に付只今小生の専ら管
轄仕候村方は幸に地震之變も薄く候に就き急々二百駄の繩綯出し候様申付
取出し候所果して諸方之差支に及ひ候はんと申處にて候故互に奪ひ合ひ
候様に致し諸向にて相用ひ又町家へも下け遣し候にて町方の融通にも相
成候ひキ犀川上山拔の場所も小生には必ず抜出て可申と存し候故其義を
頻と申立て飯山善光寺其外領内にて地震之節失火にて多分之米穀焼失
いたし候間其上川中島之穀物流失致し候ては上下ひしと差支可申候へは
此節の急務穀物を高燥の地に移し候大いなるは有間敷と家老へも郡奉

行へも精々申候へとも此輩は多分之拔崩に付押破り候て洪水に成り候程
の事は有ましき事と存居候様子故彌たまりかね候て以前家老を相勤め候
老人只今相山と申候が小生などの年少之節の文辭之師にて御座候是を語
らひ候て移穀の策を進めさせ候所寡君にも漸尤もに被思候よしにて其議
を下され候所郡奉行等には尙人氣に差障り候はぬ様など申考御坐候趣に
て其評議も因循仕水の拔出候一兩日前に漸觸示など致し候へとも人氣に
障らぬ様になと申考故か愚意には怖るましきを恐れ候こそあしく候へとも實に恐
申と存候事又は己れを出てさる事の故か慢緩と致し候事にて同じ川中島の
内にて水も水の拔出候翌日其觸文の廻り候様御坐候様子にて果して川中島
并に川添の村々夥しく穀物をも流失致させ候趣に相聞え候少しく窮理之
學をも仕候もの御坐候へは山拔致し關留め候場所の假令其場所廣大に候
ても夫に掛合せ候程の水勢御座候義に付必抜出て候と申事は明かなる筋
に御坐候所役人にては小生一人此議を唱へ候のみ其他は残らす一時には

抜け申ましと申都のものに對し候ひき既に江戸表より地震之變に付て參
 り候御普請役佐藤六之助と申人なとも十三日夕に拔出候を十二日夕方其
 場所を見分致し一旦には抜け申ましくと申候に付此方役人共の存念に符
 合仕候故銘々悦ひ居候所に十三日之變にて皆々色を失ひ申候一啖之事と
 もに御坐候其外領内災害を蒙り候村々救方之義なとも種々之考有之申出
 候へとも毎々俗吏之考と相違仕候故兎に角行はれ不申候此所前にも申上
 候下手碁の譬奈何とも致し方無御坐候迎も大小之事任せられ候程に至り
 不申候ては何事も出來不申候間何の清むを待つ程のものに御坐候へとも
 其器を身に藏し候て其時を俟候より外は無之と奉存候想ふに 明公も亦
 此御同嘆可有御坐候と奉推察候種々申上候のに御坐候へとも此變災にて
 其意は聽かれ候はぬ乍ら何かと多忙に罷在不能一々唯 御芳問之御交迄
 申上候乍然申上候事共皆かねて其端をそ申上置候義に付認め候へとも必
 す御覽被存候切に可被成下候追々暑候に向ひ候衆の爲千萬御彌盛被遊候様

奉祈上候恐惶頓首

辱愛生佐久間啓頓首拜白

蒲月十六日

川路明公閣下

一三一 同 前

川路明公閣下

啓 頓 首

拜 復

霄には登殿拜謁仕候所不相替種々奉得御提誨萬々難有仕合奉鳴謝候さて
 又深更御專使且御手書を以明朝江川様へ罷出候心得云々御教示被成下置
 誠以感刻之極不知所謝奉存候過刻本所迄御人を奉煩候のみならず又草屋
 迄此深夜御使を被成下候段何ともく愕入候御事に御座候總て拜謁之節

御禮可申上先御請まで草々如此千萬心謝謹復

即刻

尙々御別番返
壁仕候以上

一三二 同 前

尊翰奉拜見候如 高教新春之御慶不可有際限御座候益御萬福被遊 御履
新候條恭喜之劇奉存候御記存被爲在春來早々御祝詞蒙仰千萬難有感惕而
已奉存候右御請申上度捧愚札候御序之節宜布御披露奉頼候恐惶謹言

二月十二日

佐久間脩理

啓剛

川左衛門尉様

御側中様

猶申上候御端書縷々蒙 仰是又難有奉銘謝候御請は別幅に申上候

以上

一三三

藤田彪

水戸藩士

書翰

「川路聖謨宛」

嘉永六年九月朔日

奉復

捧讀仕候御勇健被爲渡奉恭喜候陳は上堂之義奉敬年候明後日の 老寡君
登 城同日出申候間朝之内は罷出兼明日武藝見分御座候處夕刻の都合も
不成候間上堂可仕候萬々一場所模様に寄遅く罷越候も晡時迄には必罷
出申候右御請萬々申上候以上

九月朔

御端書奉拜誦候今日御暇被 仰出乍憚御本懐之御儀奉存候七御往來
扱々所謂不遑寧處奉深察候東坡の詩に便食爲官充水手此生何嘗略知
津と歎申向御坐候へキ次第は違ひ候へ共貴酬に付一寸申上候以上

一三四 同 前 安政二年三月十五日

別紙謹啓

以別紙申上候御祇役中御義父様御凶事奉絶言語候今般先々御歸府乍憚降心仕候小生儀も去月十九日再勤被申付豚兒中奥小姓に罷出右以來是迄の外交十分の七八を謝絶仕候是迄は退隱の身分にて側用人の勤向手傳様なる姿に御坐候處如何にも流言浮説紛々内々凌兼候處前書之通表向再勤被申付候ゆへ親友舊交之外一切謝絶仕候 尊家へ罷出候も少々心配に御座候へ共乍憚年來之御出入ゆへ何と世評を受候とも却る折々は罷出候方に可有御坐哉此度は御歸府きりに罷成候は、いつれ一夕罷出心事吐露可仕候今日は豚兒共三人相携梅兒塚邊遊行仕候處昨日まで雪か雲かと疑はれし花も残りなくちりはて今日は柳も櫻も同じ萌黄のいろをこきませたる風情是も又都の錦と打詠め望月の影をそひらにおひつゝ只今歸宅途中にて裕之進に行逢草之拙筆亂書御推覽可被成下候去年中は赤松の遊に御伴

被遊間敷旨愚意申上候處今年は小生儀中々に赤松もゆかしく相覺申候心事非筆端所悉候以上

暮春望

一三五 安島信立水戸藩士書翰「川路聖謨宛」安政三年九月十七日

左衛門尉様

拜上

彌次郎

一書謹呈仕候御歸堂後益御清榮被渡恐喜之至に奉存候過刻は御構不申上失敬能末之風情者何分御宥恕に仕度奉存候扱前殿より御咄も被申候由之處尙又拙生之申上候様にとの事に別紙被相渡候間則指上候御落掌に仕度奉存候此節内外別々御多事と御繁劇之程奉敬察候薄暮草略此段申上候再拜

九月十七日

一三六 同 前

安政四年六月十八日

左衛門尉様

奉復

彌次郎

尊書拜誦仕候不順之候益御榮福被爲渡奉五壽候然ハ福山侯俄に以之外
之御容躰に御坐候由手前方においも昨朝余程之御不出來と相伺候處其
後又々御指重にも相成候哉扱々浩歎至極に奉存候右に付老寡君へ内聽
に入度趣家中之者より願出候に付愚拙迄御託御坐候御取計に可相成旨
御諭に相成則御壹封御遣從る落掌仕り昨夜早速手元へ指出事に御座候尤
愚拙事無據他行深更に歸宅仕候故もはや引ケ後に相成候へ共今朝は目覺
直様指出候様例向へ申遣置候間今程候披見被致候義に可有之左様御承知

可被成下候世子無之由に候處養子心當は御坐候由家中之者申出候に付
内々相合候様可仕候間是又承知仕候此段乍延引御請迄草略申上候頓首

六月十八日

一三七 同 前

安政五年正月二十日

一書拜呈仕候餘寒強御座候處益御清榮被爲渡百喜至極之御義に奉存候扱
此度は京師へ御使被爲蒙 仰候よし遠路と申御辛勞之御事と奉敬察候右
に付候而は乍延引春年之御慶申上旁御暇乞に是非參堂可仕心懸居候處此
間中痛所出來步行着坐に指支引込罷在延引仕候處過刻承り候へは彌明
廿一日御發途に相成候趣左候へは右之仕合に拜顔も不相叶不本意至極
遺憾に奉存候扱他事は指置 一橋様より老寡君迄御染筆御廻に相成愚拙
手元へ被相下貴君御頂きに不成候様取扱候様にとの事に御坐候間是非持
參御直に御渡可申上筈に御坐候處前文之通に何分罷出兼候に付乍大略

則爲持指上申候右之處宜御合に御頂きに不成候様にと奉存候餘寒之砌御道中折角御厭御保護御坐候様爲國奉祈念候御暇乞も不仕候段不本意至極に候へ共前文之次第あしからず御海容之程奉伏希候取急き此段草略御申譯旁摘要如此に御坐候謹言

正月廿日燈下認

尙々御取込中には有之候へ共御一筆に御よろしく候間貴答此者へ奉願度候將又此度廣幡大納言殿を寡君簾中之内談整四月中下向之合に有之候處愚拙義迎に相登候様可相成哉に候處若其比迄彼之地御逗留にも相成候へは彼地に御容子も被相伺可申奉存候此段乍序鳥渡申上候以上

左衛門尉様

拜呈御直披

彌次郎

一三八 同 前

安政五年四月三日

貴翰拜誦仕候御在京中益御清榮五喜至極之義に奉存候愚拙義過刻上着右に付は爲心得御示教之義も御座候に付罷出候哉尤尊君には明後五日七ツ時分御出立に相成候に付夫迄之内罷出候様可仕旁尊諭之趣承知仕候尙又御端書今明日共晝には御留主に相成候よし朝歟夜分操合罷出候様可仕候處日合も無之處に御所々使等被申付候義故いかにも暇無之愚拙義も晝參上寛々拜顔も相成兼候間いつれ今明晩之内罷出候様可仕候兼御覺も御坐候通色々嫌疑も御坐候所に御在京中上京に付は是非鳥渡も拜顔を願候つもり罷在候處早速尊書別々大慶奉存候萬參上拜顔之節と此段御請迄草々申上候頓首

四月三日

尙々今晩何分罷出兼可申候間明夜御合被下度奉存候以上

川路君

玉案下尊酬

彌次郎

一三九 江川英龍代官書翰「川路聖謨宛」嘉永五年十月四日

以手紙啓上仕候冷氣相増候處益御勇健被成御坐目出度御儀奉存候然浦賀富津等之御備は御軍船無之事は迎も御十分と申處致間敷其上江戸海岸別は兩國之川尻杯は御捨被置候御場所無之萬一異船内海に乘入候節御府内之騒動を御取鎮には右ヶ所に御臺場無之は如何とも被成方有之間敷奉存候且私儀下田御備其外見込之次第は去ル酉年より追々申立置候間定而御覽も可有御坐候得共猶寫一冊繪圖一枚奉差上候
一キユストルデージギンクと申候書中臺場可取立場所認有之候に付先其ヶ條計翻譯爲仕奉差上候

一八才にて御役被 仰付候儀先祖書之書拔奉差上候伊奈備前守様も御代官之廉は被免レ候例も有之右は御尋も御座候に付申上候得共於私決願は不仕候一躰私存込は下田御備相立外國之御外聞不悪様罷成候得は夫にて事足申候且去酉年より當子年迄異船之儀に付武器持參人數召連三ヶ度迄出張仕候處今に御入用不相立甚當惑は仕候得共是も御入用たに相立候得は別段可申上儀も無御座候
一大筒巢口之差渡は御心付御座候様仕度貳拾四ホント巢口差渡四寸九分以九リ八毛八一五以上之筒に無之は異船向御用立不申候短ホウウイッスルにては右之口經にても御用立不申候右は近年多分之御筒御鑄造相成候趣候得共御用立候御筒は無數可有之と遠察仕候間此間御尋之節も第一に此段申上度御座候

一砲術等之儀にて御心得之一端にも被成候儀も御座候は、何ヶ度出府仕候共聊厭不申私丈之處は何様にも力を盡可申表立御嗅出にては御差支

之廉も可被爲在候間御内命被成下候は、私心得を以早速出府可仕候此
段は御合置可被下候
右申上度如斯御座候以上

十月四日

川左衛門尉様

江川太郎左衛門

追ひ私儀檢見相濟歸宅仕夫々手配も仕置候間何時出府仕候共差支之
儀無御座候以上

一四〇 同 前

嘉永五年十月十四日

御書拜見仕候冷氣相増候處益御勇健被成御坐奉恭賀候然者在府手代にて
家來同様之もの御座候て兼名前可申上旨承知仕候在府之ものにては柏
木摠藏と申もの可然奉存候同人儀は譜代相傳之家來にて手代爲勤元々加

判申付置候ものに御座候年若には候得共至手堅萬端厚相心得懸念無之
に付手元向内外共爲取扱申候既昨年中大坂表罷出御目通被仰付候ものに
御座候

一先便差上候譯書のことき書可入御覽旨承知仕候凡兵事にあつかり候事
誠多端には候得共差當り城制之義御腹に入候得は可然と奉存候間強盛術
原と申書差上申候是は大部之書に付先一冊入御覽候右書并此間差上候譯
書共他見は御免相願申候諸向より手を廻し寫取直に賣物に出申候然上は
天文方改を不請様申事出來甚當惑仕候御含奉願候右御請旁奉申上候以
上

十月十四日

江川太郎左衛門

川左衛門尉様

一四一 同 前 嘉永五年十一月九日

御書拜見仕候向寒節御座候處益々御勇健被成御坐奉恭賀候然下田御臺場御取建御下知之儀は兎も角も大筒鑄造方は差置候は甚差支申候間兼御内慮申上置候

一伊豆相模并品川迄之測量にて暗礁又は淺深等認候もの有之哉可申上旨承知仕候右は去ル酉年中海防懸御目付より達に付向々取調差上候儀可有之哉委細は別紙御書付寫にて御承知被下度奉存候
一測量等被仰付候人物は唯今之處にては見當不申候
一西洋船は二十八貫目位之大煩おもものせ候由或は近比艦之製作を改大煩を數少に載候由實事候哉可申上旨承知仕候二十八貫目と御認御座候はシケープスモルチールにて先達差上候海岸防禦拔萃之譯書にも認有之候艦之製作改大煩數少備度は承不申尤ボムカノン少キ備は必大勝を得べしとベキザンスが自分工風之ホムカノンを頻に稱し候節申候儀は相

見申候且海岸防禦書中にも軍船之製を改煩數無數備候儀は見當不申候乍去鐵製之船英利人マンベイト申もの造候事は相見候間譯書一冊入御覽候付紙より付紙迄之處を御覽御座候得は凡は相知申候
一御廻浦御道順之儀は別段心付も無之尤伊豆國之儀は少々存付も御坐候間取調申上候様可仕哉奉伺候
右御請旁申上度如此御座候以上

十一月九日

江川太郎左衛門

川左衛門尉様

猶々時下折角被爲厭候様奉存候強盛術原御覽相濟御下被下落手仕候以上

一四二 永山貞武 佐賀藩士書翰 川路聖謨宛

尊翰難有奉拜讀候昨日營中に肥前守の八面鋒之義申上候由に答書爲
御持被下落手即差出候様可仕候此段尊復迄如斯御坐候再拜

正月十六日

永山十兵衛

川路公

御執事

奉再陳候乍序過日拜謁殊に御酒をも頂戴仕難有奉深謝候万近日參上
可奉伺尊慮候頓首

一四三 林衡大學頭書翰「川路聖謨宛」

川路彌吉様

書損ノマ、

林 大學頭

過刻は乍草々得貴意欣悅仕候其後可爲御安榮奉賀候扱明五日晝後もし御
手透に被成御坐候は、御退出より御立寄被下間敷歟何も明日に限り候事
には無御坐候少々御嘶合申度儀も御坐候所明日風と拙老手明に付申上候
之儀に御坐候御用等も候は、必態とは御無用可被成候已上

八日

一四四 林訖大學頭書翰「川路聖謨宛」天保八年七月朔日

殘炎之候御安全奉賀候然は老父不快御尋問とて疇昔は御扨駕被下此節之
容躰御聞及且佐藤捨藏よりも御承知にて縷々被仰下忝奉存候鳥耀より此
比カタクリ相用候儀を御話申上候とて佐産精品御内獻之餘を御分惠被下
いかさまこれは絶品にて先年は貯居候儀も御座候處其後は殘餘も無之御
蔭にて佳品を得尤欣幸仕候加之百二齡翁之製造之品めつらしき事にて御
坐候段々御厚意之至速に鳴謝可述之處看侍無暇及延引候段御許し可被下

候老父も厚く相謝候旨申聞候餘は近日貴面可展艸承不乙

七月朔賀

尙々時氣御自愛專要奉祈候 老人之容体此程御聞及之通り其後も出来不出來有之候へとも此炎氣にて老疲を増し候得とも掛念仕候乍去食氣通利之順付キ候へは随分可救と醫藥を恃申迄に御坐候折あしき秋暑にて何とも憂愁罷在候事に御坐候乙不

大學頭

三左衛門様

一四五 同 前

朶雲拜披如教寒暖相變候時氣御座候處愈御清寧奉抃祝候陳は此節之儀に付御懇問被下縷々之御書中深御察被下加之御一器之品御投惠御厚意之至感銘仕候在室之日長日消遣茫然兀坐仕候節排悶之物不過之今午後苦茗一

煎可申付と謝意難盡御坐候御懇書專价之御請迄匆匆走筆餘は近日拜眉可申述候頓首

暮春望

猶以今朝乍憚疝瀉 朝參御斷申候持病之儀御拭念は被下間敷候到來之粗物御器中らうつし置申候御一莞可被下候今日は淺中書も難在奉存候彼是御周旋被下候儀於光感謝仕候事御座候已上

大學頭

左衛門尉様

奉復

一四六 同 前

御手、拜誦仕候寒節愈御安勝奉抃喜候陳者先日拙書之儀に付縷々被仰下赤面之至に御座候將又御到來とて時物盈器御惠投御厚意之儀感銘速に健

啖可仕候餘は二拜青期鳴謝候草卒頓首

臘月五日

又云御器返完候に付野鳥一隻入置申候御晒存所希御座候

大學頭

左衛門尉様

奉復

一四七 佐藤坦

書翰「川路聖謨宛」天保十一年十月六日

前月三日封貴簡相達奉拜見候早速御請可申上之處下老事七夕前中暑其後
兎角不相勝丸二箇月餘引籠其内親類忌中等漸重陽より出勤仕候夫故出勤
後別して多忙打過拜答延引仕候先以霜候相移候處倍御康健被成御在役恭
祝無量奉存候爰元御留守御親族様御安泰令郎君にも日々御通稽古仍舊候
間御勞念被成間敷候

一 貴地之儀は兼而巷談にも傳聞御取計向百度六ヶ敷事之様承知罷在候此
度被蒙 台命御本望之御儀には候得共御骨折仲々一と通ならずと奉察上
候依而御尋問之條反覆拜見仕候所孰も御尤至極奉存候其内郊原踏分道心
靜に御尋被成候様なる御心得就中左様可有之と敬服仕候折角蒙下問候事
故一二存付之條左に記し申候御覽分可被下候
一 飲食等極儉素に被成候事御尤に候得共たゞ御自身ヶ様被成これを以人
に示しこれにて人を率るの一念ありては感應少かるへき歟常並之人其通
に參らぬことのみ候間其所御恕察ありて御自身限り之事に被成可然歟兎
角人に示す之一念を忘れ候方却る感應速ナル様に被存候
一 文武課業之心持動靜引替之工夫可然と存候たとへは武藝演習に當りて
靜坐讀書之氣分になり進退動息を以心氣を養ひ妄念を忘るへし動中有靜
之理に候へは武藝を靜坐と心得可然歟又讀書之時閑思妄念之起るは多ク
夜讀之時なるへし晝間之人事不殘仕舞自然と氣分弛み惰る其虛に乘し閑

妄之念起り易キものに候此時に當り讀書之工夫武藝勝負口之様に思込み
帶を堅くしめ腹を張り少しも油断あるへからず猶又水火盜賊を防ぐ心持
にて讀書あるへし箇様に候へは閑妄之念決して起らす是を文武引かへ之
工夫ト申候

一經史之外可讀之書は宋明諸名賢之語録若くはなし實學に志あるもの大
益を得へしと被存候

一此度之御役誠に尊君之眞學問と奉存候御垂問に任せ不紗失禮申候へは
一體尊君之御氣質物事手早に片付候方御所長之御容子に見受申候何卒こ
ゝを克己なされ何も彼も遅く靜なる御工夫被着候へは如何に可有之哉故
に此度之御場所至極之心學たるへく兎角深キ工夫靜所に在りと被存候人
心に靈光あり此靈光之暈を研キ候事は靜所之工夫肝要に候是非秋毫之
分辨も此靈光照す所に候へは第一に心中之邪慝を除キ夫より事物を處ス
レハ大様其公平を得へし古人も山中之賊を破るは易く心中之賊を破るは

難しと申置候前文之工夫を指して之事と被存候折角御所を御心掛御座候
様にと奉存候

一孔門子夏莒父之宰たりし時政を問しに孔子無欲速無見小利と御教御座
候万世邑宰之龜鑑と被存候尊君神書に被成可然と奉存候事
一己を責るに專なるもの嚴密に過て却而仁恕之及はぬ事もあるへし都而
駁民之職あるもの仁恕を欠きては禍之本と存候視民如傷又視民如子とも
有之候へは衆人之願を遂させ候へしと心掛可然歎之たとへは自分は養生
之爲めに美食を致され共子供には折々旨キ物を遣し度存ス乍去餘り澤
山に於は蟲之毒に候間斟酌もあり畢竟この親心に本キ掛引あるへく候都
而衆民之馴付は此所に在りと被考候事右數條儒者之常言に候得共御下問
に任せ認上申候可否御取捨被成下度吳々も不敬恐悚之至御恕覽所希に御
座候拜酬迄如是餘期後鴻万可申罄候恐惶頓首

十月六日認

川路老臺

侍史

佐藤捨藏

坦

一四八 同 前

弘化三年六月十五日

川路三左衛門様

拜答要用

佐藤捨藏

過日も貴君御日記之様ナル御家書持參に御見致し候處御面接申候様ナ
ル心地辱存候扱又先頃拙書指出候處右之御挨拶痛却仕候老拙醜態可嘆事
に御座候將又貴地模様巨細被仰越如何様舊都之餘風可替事に候衰頽不振
候得共何を申スモ舊都之事故古時を想像可致事は可有之何分古キ事を御
さがし被成候様可被成兎角之用も有之事故何ぞ之用に立可申哉に候到洛

御工夫至極御尤奉存候但々古キヲ守り餘り新法之沙汰無之方可然か弁へ
サル事に候得共毀譽共に無之方可宜哉に被存候一小儒も居り候得共未熟
之よし左も可有之候被仰越候様子に御は清淨無爲心術之工夫ナト御心掛
之方至極土地にも宜敷事カト被察候先は拜復迄草々如此御座候餘期後音
候不能一々

六月十五日

佐藤捨藏

川路左衛門尉殿

尙以浦賀邊之異船無事故出帆致安意候琉球如何カ新聞無之候事

一四九 安積信良書翰

「川路聖謨宛」嘉永二年十二月朔日

尊翰奉謹誦候其後は久々不得拜顔御無音申上候處益御勇健被爲在奉恭賀
候先達御は根本君ノ御詩稿拜見之義御頼に付敬承之趣御答申上候處態々

御繁務中御尊書縷々被仰下御懇篤之趣難有奉存候御詩作之義は快烈林公御存命中一齋先生とも御相談之處兩夫子共御無用可被成と被仰候に付御學不被成候處南都鎮臺御勤以來御清閑も有之御消閑之具に御詩作被成候趣御尤之御事に奉存候一昨年來友野翁被相談候處易簣に付小生の御頼之義委曲被仰下奉拜謝候詩作は小生も出來も不仕候へとも拜見差上可申候三體詩御熟覽之由至極宜御座候詩文之事は古人も多讀多作と申候間唐宋人之詩御閑暇之節は御覽被成候様奉存候先ッ杜樊川集杜牧詩蘇東坡詩鈔陸放翁詩鈔之類御覽被成候も可然奉存候近來御吟詠之御作御幸便御示被下候様奉存候早速拜見返上可仕候御消閑之御樂に御座候間御苦吟にも及不申御興懷ヲ御述被成候方宜御座候將又何寄御精製之南都唐製之華墨一箱御惠投被下難有奉拜受候是は清客も稱譽仕候絶品之製別々難有珍愛仕候且昆吾一方御附惠段々御厚意之御事共難有奉存候乍然御配慮何共恐入奉存候先は右御禮旁御答申上度多忙中亂筆不恭御海容奉願上候時下寒凝之

節折角御自重專要奉存候恐惶頓首

十二月朔日

安積祐助

川路左衛門尉様

執事

一五〇 同 前

嘉永五年八月十二日

川路公

閣下

信 拜復

如尊教日々秋暑難凌御座候所 益御清健被爲在奉恐賀候其後は御無音申上失敬御海容奉願上候九月下旬比浪華御發駕に付其内一言拙語御臚に奉呈上候様奉謹承候愚陋之文夫迄に相考呈上可仕候段々御下問之御厚意難

有奉存候何レ其内拜趨いたし可申上候頓首

八月十二日

猶以南孝の御示被成候御詩文之内未々返上不仕候卷も御座候處返上仕候段是又奉謹承候近日取調返上可仕候大延引奉恐入候時下炎暑折角御尊體御攝養專要奉存候南都佐々木生の先日如例詩文稿被遣候是も近日一閱返却可仕と存候間其節は乍恐御家來の御周旋奉願候以上

一五一 同 前

再啓

尊公よりは毎度御懇篤被成下御禮筆舌難申盡難有奉感銘候何ぞ御禮之印迄に呈上仕度奉存候へとも遠國之事故心外御無音恐入奉存候此拙著二部甚蕪雜之著述に御坐候へとも御閑暇之節御慰にも相成可申哉と奉謹呈候御笑覽奉願上候當年は文略續編間續編も新刻仕候様門人共一同勸候間上

木可仕と奉存候出來候は、呈上可仕候以上

六月廿八日

信 再拜

川路公

閣下

一五二 間宮倫宗下書翰川路聖謨宛

川彌吉様

間宮林藏

御密書奉拜見候然は御内密御逢被遊度義御坐候由に、今明朝迄之内參上可致旨被 仰聞奉畏候御推察之通小川町筋の昨夕御逢被成度向も御坐候明日御退出後見合罷出候様河久保之方申參候右に付先 御前相伺候上にも罷出候積に御坐候態々御使も被下難有仕合に奉存候右御請迄如此

に御坐候以上

四月十日

一五三 前田健助下書翰川路聖謨宛

如尊愈々梅雨日々鬱々敷奉存候然は御尋被仰下候ムン等之はね假字之事
宣長三音考に委細申置候通ンは鼻音不正之聲に御座候へ共中古以來唱馴
候間今日は物に随候る悉用不申様にも不相成候勢に御坐候間訓點等は其
原文之時代に相随候る近世之者にはン字相用候も不苦候哉に奉存候但ム
ノ古雅に舊法に相叶候は勿論に奉存候扱又延喜式解釋之書は何も無御
座毎度差支候事も御坐候工事辨と申候もの僅か一兩冊御坐候春田某之著
述に昔年一讀仕候へ共當時拙藏には無御坐候書外近々拜趨可申上候久
々眼氣に引籠居一兩日以來出勤仕候間大に御無音申上候此段宜御披露
被成下度奉希候勿々頓首

五月廿一日

前田健助

川路様御奥

御取次衆中様謹啓

一五四 友野喚下書翰川路聖謨宛

本月朔附之瑤簡十九日到手西向捧讀仕候殘炎如燬之候益御清暢被成御在
勤欣抔之至奉恭賀候先御禮申上候は小楠公絶命國詩榻本一葉御惠投被成
下千万難有奉存候先頃も入御覽候拙作林氏摹刻之墨本すら珍敷存候處眞
物之榻本は實難得奇品にて永久珍襲可仕候拙作御過弊汗顔之至御坐候中
々模範抔は存も不寄義且古詩韵法變化万端にてとても一定之格は無之候
得共先常格に熟候後變格に涉候八年は亂雜無法に相成可申古人古體詩御
研尋其押韵に準之御用可被成候乍去高妙之作は却る初心に難窺今人凡劣

之方易見候間又々拙作數首追々入御覽可申候時下殘暑に困憊致候故涼氣に相成候は、録呈可仕候拙從來名妓夕霧書短冊致所持候所昨年隣家西尾氏兼葭堂舊藏之夕霧打掛之切見當候故右に表裝致候積にていまた出來は不致候得共右題跋認候御慰に奉呈候 尊稿被遣拜閱依例改鼠致還壁候卷中待詩對法餘り離れ候者相見候合掌對は忌候得共或は字面にて對し對偶綿密に致候方肝要に御坐候古人集中には流水對又は全篇不對待詩も有之候得共百中之一にて先對伏齊整之上之事にて候別冊御質疑拜見仕候御答直に右後へ記差上候御覽可被下候此節駿甲學問御試前にて試題取調清書等にて少々多用今日も早朝出勤取調午後歸宅困倦懶惰亂筆御請迄早々不備

七月念五

孔彰賢臺

瓊 拜上

左右侍史

尙以當年は異常之炎暑にて司天臺寒暖儀先月廿五日當月朔は八拾九度半に候所三日には九拾壹度半に至候由澁川氏話有之候十八日久々に驟雨有之一兩日は些涼に候處又々炎熱にて今日杯は却る土曜中より甚敷御座候折角御自愛專一奉祈候以上

一五五 同 前

追日寒冷相増候處被爲揃益御勇健被成御起居奉欣抔候先日は縷々御細答被成下御蔭にて異聞を廣奉萬謝候且珍敷繡繪梅堂より轉致被拜閱候右は當表にても先達より殊之外評判高く畫店所々不殘一時に賣切れ申候噲御座候將又御珍藏福惠全書明き居候は、刑名部より拜借仕度奉存候先達も梅堂と對讀いたし申候通辭藏書借用致置候處歸郷致候に付返却仕候故相願度奉存候相成候は、豚兒罷出之節御渡被下早速差越候様被仰聞被

下候様奉願候右用事耳早々以上

十月九日

換 拜呈

孔 彰 賢 臺

左右侍史

尙々時下寒冷角折御自愛專一奉存候乍憚 萱堂令政御初皆々様へ宜
御致聲奉願上候

一五六 岡本成士書翰川路聖謨宛 天保十二年四月二十日

一時候二起居もさし置天下之事先申上候姦邪御黜罰 朝綱御恢張之時至
候る指掌之間寛政初年へは挽回可致人々盡忠報國之秋さてく恐悦至極
七十五之老鈍死前にはとても 國家之大盛事は觀に及ましくと日夜嗟歎
而已に罷在候處此頽弛之紀綱再振之大機會に逢候る追々 御實事をも

目前に可奉觀御事偏に日光之 御神徳と難有奉存候既に御東歸不日に拜
教と計り翹待仕候相家の戒愼と正人を舉邪黨を鋤候と猛を可用之時と愚
衷を建白いたし獻芹も仕候に付は 公之御歸着片時も早くと翹望仕候
餘は閣筆草々頓首

四月廿日

御老親様御健に御待被成候御至情御歡之程奉察候○狸之虎座に登り
候事さそ御怪可被成候御歸着の上は御分り成され候事故筆略仕候

忠 次 郎

三 左 衛 門 様

匆忙中亂書不莊御海涵可被下候

一五七 同 前

拜誦昨日は早速三卿被遣奉謝候早朝に使を以委曲申通し候處かの公病氣

引より昨日迄三日頻に樂真院見て參れとの 御親命に與を飛し置候來
診故處方を服し候上若不應候は、其由具に申上候上ならては他醫之診は
憚られ候敬 上之意と相聞今しはし見合様子次第三卿來診をも被乞へく
公及拙厚意感謝は縷々被申越昨日之處はまづと申事に御座候間其段三卿
へも委曲申謝幸に拙婦診を乞論説を承り大に益を得候さて今朝承候近隣
之様躰はまつ同様之内食氣や、進候方小水八度に而回合のよし愚意は越
婢か求などの症歟と考候さて、苦念御同意候甚不安候先右之趣御受迄
草々申上候來客中承略御海涵可被下候頓首

六月十二日

成拜

奉復

川路三左衛門様

岡本忠次郎

奉復御手拆

一五八 同 前

拜誦仕候今日も秋熱燒盛益御万祥奉賀候長崎一件 高意之趣御録示被下
切當之御論に奉存候貴教は具に領承仕候歛昏委曲之御受は不申上候餘略
御宥恕奉希候草々頓首拜復

七月初五

忠次郎

三左衛門様

一五九 同 前

寒候愈御萬祉奉賀候扱は御内話一項私今日感冒出勤不仕明日は治定の御
答申上候舎に御座候御書分に而よく相分り候へ共猶入念突合せ候而彌之

處を申上候今日不罷出候故念のため寸楮申上置候頓首

十月四日

忠次郎

三左衛門様

一六〇 同 前

拜誦木村董平事委曲之高諭畢竟御場所御爲深思召之一筋於老拙さて
感激仕候渠等へ申聞候は、何程か感恩無涯可奉存候但土木修造之事は從
來學さし當り御用に立かね是よりいろはを習ひ候ころ折角之御見込に
お御取被成候ても思召に叶ましくやと其處を當人謙卑而已にも無之實に
不安存候趣に申聞御賄之方は御奉公筋も御場所の勤と違直に御用に立十
分相勤り可申哉と之存込と被察候其上先頃 公の御内話にも御賄之方さ
し服之事に候は、何も御用つくの義遣し可然との御事故其心得に御賄

頭へもはなしあひ仕頭三人共引合せとくと試候上三人とも口を揃甚懇望
既に取可申迄にも至候手續と相聞申候乍去今晚の御書諭は直に吟味役へ
御擢用の思召御場所の御爲筋を以の御深意當人においても格別之規模彼
是以再思仕候へは當人は右之通に申候へ共志も堅才力も有之候者御場所
當分は不案内にてもや、勤馴候は、御目鑑に不違隨分相勤可申者とは愚
眼にも慥に見込候者に御座候間此上は思召次第首座かた御内慮御伺被成
候様奉存候御賄頭も定お申上候はん是も右之手續に至候上は斷返しも
出来かね候御用場所いづれも御爲筋私ならざる儀いづれへ被召使候も
宜と於老拙は素望に御座候此御時節御場所の御人撰いかにも御尤之御事
首座公若御序も御座候は、人体御受合申候段は慥に可申上候くれ、も
切ッなる思召感激仕候明日は惣寄合明後日万緒拜罄と早々申上度候頓首
拜復

陽月廿七夜燈下

三左衛門様

忠次郎

御受

一六一 同

前

天保十三年十一月五日

寒冷相増候愈御佳勝奉賀壽候老拙蠢々衰態不似合之要職不堪繁劇安々接
鶴班候も□承紛忙中不能馨言會る官邸移住之御賀觴并佳祝を蒙其回答
もとく可申上筈之處稽緩至今日失禮疎惶仕候短晷に至猶更鞅掌趨候も仕
かね背本意候千万御海涵奉仰候此不腆申譯迄に獻呈仕候御嗟置可被下候
宿詠之拙揮に今卒業不仕且看月之詩も追々比韻是も不暇淨寫是亦御宥恕
奉希候 尊闡 令政各位宜御致意奉憑候草々頓首貴答は必御無用に可被
成下候

十一月五日

成 拜上

左衛門尉公

一六二 同 前

弘化三年五月十五日

拜誦仕候今朝御物語之事に付反復丁寧之御厚諭委曲承悉仕候今日之好消
息御傳示被下稍安慰は仕候へ共彌吉候懇祈御同意猶如何哉と苦念仕候十
二日の夜豚兒を遣し用人迄尋問候處快和之方と申聞病快も一々承候初發
四月下旬之事に力疾出仕五日より伏枕快方には折返し不出來度々
故快和之方とるも早々に成かたき様には御座候へ共様子により候は速
に可申聞彌快方無異狀候はさたいたすましくと申上候而それより今日
迄四日打續吉候と相聞候へは格別御苦念被成候事には至ましく執じ者は
掛川の醫官多記桂山の上足弟子樂心院とは相互に相談もいたし候もの
由猶様子に寄賢臺被仰遣候幾名之中其外共好案好處方も周詢可有之義周

王喉舌之賢者に御座候へは 臺下御深憂御尤至極老僕も御同様勞想仕候事まつ日來之吉候可賀餘は在拜壁迫瞑草々不悉頓首拜復

五月望

成 拜復

川路公執事

一六三 同 前

種冷僅晴爲月喜幸仕候御勝適奉賀候樂翁老候戲題歌中疑似二字御下問如高諭みにあは通しかたくはの方通し候と覺候さりなから一時偶然戲吟共信せられ候歎愚意は竊に老侯のため拙を藏したきやうに奉存候雕刻何之御用に被成候にや老侯櫻詩二十首拙揮求られ候時其二十咏投せられ候一卷は先頃圓兒より入貴囑候歎丈翁木子への手簡佳臨驚目候此真跡武島所藏の由始知悉いかにして渠生前一話も不及候ひしや拙昔年致仕の時樂

翁老侯の意を以儒臣臺八贈文丈翁を比し併せ論し候事も武島存し候に昔を憶出候故申及候今明夕定田内某可來歎右戲詠之御疑案をも話すへく一卷置納草々奉復敬首

中秋前々日

成 拜復

川 公 侍 史

一六四 同 前

御當分之御事と承候其後侍右迄伺はせも不仕候處既に今日御登仕奉賀候就る貴答縷々御念被爲入候趣敬承仕候圓兒も感冒之由に數日不參候故集字も延引仕候いかにも領諾仕候先日紙雛一軸并横卷湯島より轉致高覽を經候やいか濟候は湯島迄御返擲可被下候草々頓首拜酬五月望 御追書ありかたく加養も仕候御放念可被成下候

川公侍

成拜

一六五 同 前

荏苒歲餘臘寒御万祉奉賀候老拙中寒漸快方但寒を怯蝸縮仕居候今夕願はくは御枉臨翹望仕候年内別に日もなく候故御都合難測候へ共可相成は御指合一夕之寛晤千万奉希候寒厨製蕎も申付候御晚餐は其御合に少しはかり被召上候やう秉燭過茶を獻候心組に御座候吳々も願はくは暮前頃直然奉待候草々頓首

臘月廿六日

成啓

川公侍下

一六六 同 前

昨日は惠輸入夜拜誦寒候御萬祥奉賀候さては高諭之委曲領承仕候先日御垂示三名之掛合書面銀米高に議決仕既に下り物返上相濟申候尤右は御先官へ掛りより引合候總計に付御當職へ猶御尋の上と申趣に申上候間別に表向御掛合神遣候には及間敷奉存候尙委曲は拜話可申上候明早□事有之燈下草々御受迄疎略尤甚御海涵奉祈候頓首拜復

陽月廿四日夜

成拜

奉復

一六七 同 前

昨日は御投簡委曲之御懇諭承悉仕候到黄梅之天氣雨意難散候益御萬祥奉賀壽候高囑御鄭重之至却而疎息仕候集字之事は茶山翁以詩入御覽候事私

は忘却仕居り仰下され候あさる事も候ひしやと彷彿存出し御記念之程且
 貴佩忠孝兩装之内へ茶詩御加入思召付いかにもよき御案しと感喜仕さて
 扇の行衛難知を憾により集字と豚兒輩も心付尤同意力を盡し候 公へ奉
 對の事而已ならず茶山へ對し候あさるの寸忱に御座候茶山は眞の知音 公
 御一面之議は在せらるましく候共亦私舊來之御知音と奉恃候其御佩用に
 なり候事地下若在知は茶山いかはかり榮幸感喜可仕と存し其式詠之勞兩
 知己の報とするにあらず唯己ヲ盡すを忠といふの心はかり御座候反復丁
 寧被仰下剩拙集字仕るを鐫に御上せ千載傳寶と被仰下候御過稱難當愧赧
 仕候字數は廿八字に添書八九字に濟可申若不足之字拙補候半を記し候
 は、それだけ字數多く相成可申補寫の事は 下隠れ候處へ雕候あも苦し
 からす候可成たけは廿八字全く揃候様仕度茶山の甥 福山儒官本郷丸山へ住居 舊門人 高松
の儒官水道橋内住居國元先祖の墓拜不日に歸着之由 此輩へも尋不足之字も願はくはそろへたく此御趣
 向拙詩御囑し被成候は子年頃初發に四年前寅年に兩首呈候かと覺候い

かにも御心長經年候今日に候へは此上可成たけ成功を御いそぎ御尤に
 御座候拙も其心得に御座候へ共又かく迄御心を用させられ候御事故猶
 可盡たけは相盡したき心に御座候尋常之玩物とは亦違忠孝之道に用へき
 老人の要器に候へは愚意も賛成所希に御座候それに付一閑事申上候 拙
 廿五歳之時大硯材を 天機の贈者有る硯に製し時々大字の用に而已供し候尤佳品
 故蓋無あもさのみ事欠す候へともいつそ良材を得て良工に山水人物等雕
 刻も哉と存しつゝ打過候事四十五年ふと良材贈者あり數百年の古き大海
 樹立枯に成たるを板に挽割たるに硯に合せ見れば丁度宜其席へ一客來
 見て吾藩之奇人醫業は下手彫刻は上手と申あ其佩刀之鞘と印籠とを示
 し其精妙全唐工と見え驚目其人に刻を乞候拾兩を客に囑し候へは客答あ
 其人刻料を以衣食の資とするにあらず心に叶たる人には適意之時なくさ
 み彫して料金を受其人先生を仰慕大幅長詩杜書之願により今日參候也許
 允を蒙候は、喜あ速に碩蓋可雕と申候故直に其人へ託し詩は望之通した

いめ遣し候さて託し候より晝夜とも隨意に刻し候由に十五日かゝり竣
 工山水間人物もあり全唐工と見候物速に成就かそふれば四十五年を経
 一旦忽然天より降來候様に覺候精影得意の物ならては名號をほり曾而入御覽候
 付不申候よし蓋には墨林ト二字在
 ひしや如何いつそ御枉臨の時御覽可被下候似たる事は人身 公にも有之
 候歟求ても不得不求しても自然に至候事畢竟天に歸し候歟さて長々とむ
 た事閣筆仕候一軸一卷并惡稿落手仕是又御過稱竦然仕候湯島の翁古之人
 に御座候草書難讀杜字之釋添候へとの事故惡稿をも添候に盡く自書に
 ろ寫取られ候而已ならず本書と稿本との異同を一々別寫被致候る精詳な
 る尋問さてく感し入候古の人に御座候師とすへき人と兒輩も示候事
 に御座候過日ふと一首よみ候は進し候

湯島の翁を床しう思けるに杜鵑鳴わたりければ

思やるそなたをかけてさつとつきををつれわたるほとつきすかも

昨日の御受餘事任筆候のみ頓首

梅月晦

玩物卷者之失賢者或不免牛潭梅堂如何牛潭は殊に失せられ候 拙忠告可
 仕とふくみ居候高意如何

成 拜復

川 公 侍 下

一六八 同 前

川 公 侍 甚

成 拜

茶山翁以楠公詩披覽盡候へとも□□因る心付圓兒力兒第五兒茶詩自筆數
 千字中より廿餘字は集候少し不足之字は手簡も夥敷收藏中必集字可相整
 今少御待可被下候延引にも相成候故此□□申上置候草々頓首

阜月十日

成 拜啓

川 公

一六九 同 前

高諭拜悉仕候不時之過冷秋稼可傷雨潦襄陵も可慮杞天之意を添候時下
賢候御勝常奉賀候近□は御責臨寛々 高話を奉し大に適懷仕候御鄭重被
仰下奉謝候茶詩一項急筆之至疎息仕候此廿八字扇子を失候而私譜記と諸
人之記備と第三句異同紛然本集初編續篇は藏本有之二部揖閱仕候へとも
此詩を不載第三編に出候歟と其本を一見仕たるに持候者無之猶心當り之
門人へ申遣置かやうの事且圓兒不快家内病事等にも心ならず日又一日大
に延沮恐入候猶被仰下候趣御尤に敬承仕不日には卒業可仕候是も遷延御
海恕奉希候美點心御惠賜感荷仕被萬趨拜面謝奉期候頓首奉復

七月廿日

成 拜復

川 公 侍 下

一七〇 同 前

寒候君子福履奉賀壽候先日も兒甚圓へ御懇傳奉謝候心外失音問御懷敷而
已馳念仕候陳者諸向親類書差出候由に付承合見候處認ふり區々不同に相
聞私は吟味役へ新降之節差出候儘にも今度差出候に付書躰折衷仕度勿論
大目付加筆之通にもさし出可申義には候へとも不穩様相見候は於笹之間
誰殿被仰渡於 御座之間 御目見仕義 上意ト加筆之類に御坐候愚意
は先式之通 御目見仕ノ四字不認上意ノ二字は闕字に不致平頭に掲書可
致一字ヲ空し候而已にも書躰不恭又當御役成之處五月十日御鎗奉行被
仰付候と計にて御座候間 上意を除候加筆にも御坐候是にもは 御前へ
被 召出 玉音を奉し候とは聞不申如何願はくは 盟臺御認被成候御ふ
り合を具に承度御吟味役被命候節布衣被命候節爾來今の御官階迄御昇轉

之節御歴叙被成候御躰乍御煩勞御抄出御見せ被下候様奉希候万緒一夕閑話申上度心期仕候草々閣筆頓首

□月朔 賀

成 拜啓

川 公 侍 右

一七一 同 前

俄之晴に今日は雨霰御座候御万祉奉賀候願候儀に付圓兒さし上候やう被仰下御厚誠先以奉感謝候申遣さし上可申候○津山儒官稻垣某□門に御座候處病死同藩醫者も社中に御座候處是も國元へ参りさし當手寄無之候林大學へ御談被成候は、候家の詩席へも出相談も被致候事故容易の事に候處私々林へ申遣候も宜候得共御直談之方猶宜や若私申遣候様思召候は、尊囑之趣早速文通可仕候只今紛忙中草々奉復頓首

端月八日

近 江 守

左 衛 門 尉 様

御 受

一七二 同 前

秋暑漸相減候益御萬祥奉賀壽候往日は惠翰に付即酬申上置候通に御座候處其後何となく相探見候へは彼醫河村大進より森村屋和平へ傳法いたし和平女子は三右衛門甥順次郎と歎申候もの、當時金座年妻に右手筋より三右衛門へ其術を傳候様子に御座候かの醫都の工夫仕出し候事は其長技に候へとも癡人赤貧故和平を時々衣物も贈り疊替も障子の張替も致遣し候と申様に兼より謀られ候る終に傳授致候やうすに御座候此品用方により悪をも生し害をも成し候事故私丁寧戒禁相加置候へとも貧人志操

堅固ならず性癡呆故終に謀られ候様子に御座候それを咎候も詮なき事
故其分に聞流し置候迄に御座候醬油實油其外には事毎に多少之精力を費
し候も他人に奪取られ候事今に始めず舊來の痴黙に御座候黃白一垣別
に工夫の者あるにては無之此癡漢を謀り三右衛門手へ其傳ヲ移得候に相
違なき事情に御座候御含迄にと煩絮御一咲電囑之後此紙御捏丸可被下候
頓首白

八月六日

成 拜啓

川路公侍下

一七三 同 前

昨日は直然御移玉倒履可奉迎候に折節轉宅地域に一見之爲本郷邊へ出行
午時歸來百悔千憾悵然自失仕候御臨問可被下とは御書端にも承候へとも

昨日とは不思寄日々多閑之身偶一出之時參差如相避者意外の大失禮大遺
憾申續候事に御座候御清暇之時歎晤出所願參謁万謝可申上候へとも先寸
書啓白仕候扱往日は委曲之益教近日之御情況を悉し君子無入而不自得焉
之高情想像仕候老拙も中庸の第十四章日々三復仕候も心地も樂易を覺候
小人行險以徼幸者滔々皆是曾而高評之如く羽生などは小人の輩行にはあ
らず畢竟書の讀やうあしく正心誠意之學は度外に置客氣不降名慾に誤ら
れ候而已舊交を思不堪憫然候此頃は四方舊人の求楮帛沓至成堆候亦閑中
の一娛に而消日候御恩の餘あるを存つゝけ身分不相應の多幸深願も恐惶
仕候紀人介石か畫は御覽も被成候や名ほとにはなき様に候へともさすか
人物不卑故歟巧拙の外に離□の可觀ものによと覺候一幅□費福山儒生之
需に應候物御一見御擲還可被下候使の序故爲持候のみ短晷勿忙草々頓首

十月十八日

成 拜啓

川野臺侍右

御小柄之草稿反故堆中より一葉見出候に付御一笑のため賢覽に入奉
り候今一枚は紛失堅之方面已に相成候即御破却被遊可被下候恐々

一七四 川路聖謨書翰案「藤田彪宛」安政元年五月廿二日

彌御清健被成御起居奉壽候然は過日は老君様御登城被爲在候而扱
々難有御事に御座候右は私輩は勿論之義阿閣老におゐても殊之外なる難
有かりにて老君様之御登城に而一安心と申候いか計か心強奉存候
様子に御座候右に付而は別河内守私打寄候而これにては世上之人氣も
靜に相成候義と大悦仕とり申居候義に御座候乍恐御苦勞被遊候は
万々に可被爲在候得共御登城に付而は先達而以來阿閣老を被申上候御
勝手御入費之事なと秘中之秘に御内慮等被相伺候事と奉存候右は申上
候迄も無之思召を以御登城之事被仰進海防之事万端御内話有之扱

海防と申候得は富國強兵勿論之義に付御勝手向内密之事をも打明候而御
咄不被申上候而は内外御分りも成兼候故右等之事外々へ漏泄仕候次第も無之事故
物語被及候事哉と推察仕候間極々之秘密之事と被思召候様奉存候定而
阿閣老よりも無如才被申上候事とは奉存候得共別段御懇篤之御沙汰共
毎々被成下候事に付不願恐御内々申上候扱又右之書面類御覽被遊候
は、これはと御驚も被遊一躰之事情も直ちに御承知可被遊候右之御勝
手之様子に而は外國と戦争いたし假令御勝利に而も一年ともちこらへ候
義は出來申間敷と奉存候間薪に臥膽を嘗上下一致いたし候而十年之末に
は是非御國力を復古いたし御武威相立攘夷狄尊王室候と申征夷
府之御職掌明に相立候様仕度ものと毎度私輩迄はも阿閣老嚴敷垂誠有
之候義に御座候右之譯故此節はとも被成方無之次第外より御覽被遊候
とは違ひ與ふかく内輪之味を御承知被遊候而は容易に戦争等は難相成今
般墨夷之御穩に御取計可被成と之御趣意實に無御余義御間然被遊候義
は不被爲在候義は折にふれ候而は御示し被成下候は、老君様之御

沙汰は世人如龜著仕候事故天下之人氣何にもと靜に相成御取締も相立可
 申哉これは 老君様におゐて若哉乍恐御迷惑之御事歟は不奉存候得共人
 氣を服し候義 公邊之御爲付は其 御家之御爲專一に御座候間何卒右之御合被爲在候様奉存候
 乍去如何可有之哉且先達之御内々被御申聞候阿閣へ被遣候 御直書世上
 の流傳いたし貴兄御心配候之御穿鑿有之候處 御屋形よりもれ候義には
 無之候由御尤に承知此節迄所々穿鑿いたし候處なるほと右之書類所藏之
 ももの有之候哉に御座候扱々困たるものに御座候右は 御屋形より出候
 義に決之無之夫に付御心配も有之候始末尙よき序も御座候間阿閣之それ
 となく貫徹仕候様はなしに仕候處 万々 御承知之通敏捷なる人に御座候間被相
 察候事と存候間御安慮候様奉存候夫に付も大藩之 御直書之事扱々心痛
 仕候此義は先達之極密に申上候之深く御承知之御事に付最早申上候に
 不及候得共阿閣之 御直書之事 其外虚實取交世上へ流傳致居候事共も有之 心痛仕候間再ひ申上候義 御座候無勿
 申上方に候得共 老君様を阿閣はしめ 杖とも柱とも奉存候て 萬事 御力に存し 打明候

て御内話被致其味に至り候之は御役御勤被成候にも相似よらせられ候御
 事に付諸藩之人々と 御内慮を奉探候之いろく 且は品々手を と評を可仕候得は御一
 廻し可申候間御用心專一に存上候 公邊御爲不可然且は御身分に取候ても御不爲也
 言にて天下之御所置に響候義に御座候間いかにも心痛仕候右は別段御懇
 に御沙汰被下候御事に付委細之義 貴兄迄御内話迄に申上候間御合被置
 候之御同意も候は、 貴兄之御存慮に被成何と歟御取計も可有之哉御登
 城被遊候之難有次第一寸申上候積之處御承知も可有之 御成序品川臺場
 之 御覽彼是に四五日殊更に多事彼是に延引仕候事に御座候其内拜
 顔之節御模様可奉伺候間此御返事に不及候以上

五月廿二日

猶以時候折角被爲厭候様奉存候以上

編者曰 加筆は凡て老中阿部正弘の手になれり

一七五 同 前

安政元年八月廿一日

左衛門尉

拜呈

先日は縷々之御細答難有奉存候扱老公様今般之御大任は實に不容易之極
右に付而は世上に奉議義等眞直に入 御聽候は、御爲にも可相成哉と
被仰下候通私は以前か一方 御懇之御沙汰をも被成下候事故聊忠告仕
候積に例之忠直なる復太郎事故申上候義之處被仰下候趣に御大任
之義乍恐 御寢食をも不被爲安まてに 思召候と之御事右に付而は御家
來末々迄之御取締等迄嚴重に被遊其外 公邊より之御模様も有之候に付
此上諸侯はしめ之内願等を迄屹度御謝絶等之御含右等に付而は私聞込
等之義も候は、無遠慮可申上と之御事委細奉畏候義に御座候此上は實に
御取締向別段と心配罷在候處段々嚴重之思召畢竟 公邊を被 思召候
かかく迄も被遊候御事歟と乍恐 老公様之 思召奉感戴候而難有とも何
とも認方も無之右に付而は諸君之御配慮之御事と感服之余り御用序に与

風福山侍従に無急度内話仕候處殊之外之悦ひにてかくまてに御取締被遊
候趣恐悦之御事右に付而は戸田藤田之兩氏も別段之心配に可有之兩氏之
輔翼に十分之參候義に可有之哉なと咄被申候間御含まてに内密申上
候 老公様御大任に被爲當候と世上奔競之徒種々と工風いたし何か品を
附ケ内願向よきに附あしきに附夥手を入候而果るはいろ／＼と申上候義
世之惡風に御座候間急度御謝絶無之而は聊も御油斷相成不申候間右之御
取締向はかりも一寸いたし不申候義に付 御配慮不一方御義實に御尤之
思召と乍恐奉存候義に御座候附而は兩大老之御心配奉察候義に御座候へ
共能々御察し上候方と存候右之通に候上は申上候義も恐入候義には候得
共御恩報之爲にも有之且は 御直に御沙汰も被爲在候義等旁厚心附居候
而承およひ候義等御座候は、内々早速可申上候何も害も無之事故御内々
申上はいたし候得共前文之趣は閣老之内話も有之候義に付此書面御一覽
之上御投火可被下候以上

八月廿一日

一七六 同 前「德川齊昭宛」安政元年十月二日

前中納言殿之御受之扣

御懇書乍恐謹奉拜見候然は過日は 御目通之節申上候趣御過賞之御沙汰共冥加至極重疊難有奉存候扱又北地之義に付段々 御配慮被遊候上御家來に被仰付候而北島志と申候御書籍御編集被遊阿部伊勢守に拜見被仰付候間筒井肥前守并私も拜見仕批評可仕旨御沙汰之趣奉畏候過日 御物語之趣には豊田彦次郎著述之由に御座候間中々以批評等之論は遠く差置早く拜見候而御用向之大益を得可申と殊更に渴望仕候義に御座候彦次郎才力別段に殊更著述之事長技之由兼々及承候に付定而十分に出來候義と奉存候右御受奉申上候以上

十月二日

猶以米并酒之義に付奸商共奸詐右之ニ物踊貴之由御沙汰之趣奉畏候扱々可惡奴原に御座候却而私共は更に相弁不申候而御書に初而相弁候義に御座候早速何と歎勘弁も可有御座哉と奉存候
一一昨日松平河内守に御沙汰被爲在候大船之義阿部伊勢守に御達に相成候旨河内守に可申達旨 御沙汰之趣是又奉畏候早々申通候様可仕候以上

一七七 同 前「阿部正弘宛」安政二年三月十六日

上

川路左衛門尉

今般中歸之義爲心得藤田誠之進方迄申遣候處別番之通返書差越候間奉入御内覽候以上

三月十六日

一七八 同 前「土屋寅直宛」 安政二年七月頃

大坂御城代の内密申上候大意

前文略之

然は大坂表異船之取沙汰承り候に付汀呼寄承候處去月十九日佐々木信濃守を佐州表に異船渡來いたし大坂に可罷越旨申置候由佐渡奉行を通達有之候に寄而之事之由佐州に参り候異船之大坂に可参旨申候由は私共も及承居申候乍去異人之義不慮に渡來いたし候義も有之候間治定はいたし兼候得共近々可罷越旨申置候類容易に参候義先ッは無之候に付推量いたし候所には假令参候とも一寸之義は有之間敷候に付御あはて被成候而火急之御備等被成人氣動靜に拘候様之義は成丈無之様之御勘弁可有御座候哉扱又万々一異船参り候は、京師なとに御騒可被成哉も難計候に付邸下大坂に被爲在候事故粉骨を御盡被遊御刀へ被懸候而大坂之地を踏越京

師に参候様之御所置は不被爲成積に付御動等無之様京師に御恐無之様に被仰遣乍恐所司代を御助候而京師を御鎮靜被成候程之御志無之候而は後日之世上之説も可有之扱又其節よく御押へ御鎮靜之御所置行届候は、夫こそ別段之御勤勞も相立候義に付必々御手丈夫之御見込に被爲在候様奉存候私義不遠上京いたし候間浪華に参候節拜謁之節委細可申上候得共夫迄之義深御案事申上候間先ッ不取^{敢脱力}申上候云々
後文略之

一七九 同 前「藤田彪宛」 安政二年九月七日

誠之進様

左衛門尉

過日は緩々拜顔大慶奉存候其後倍御萬祉奉賀候陳は右御閑話之節御存慮御相談いたし浪華炮臺之義兩川口とも追々寄洲に在る地方に相成風聞之趣

に而は沖に而廻船之分も荷おろしいたし不申候而は川内の乗入候義出来
不申測量之様子凡壹丈四五尺之場所はいつれも寄洲より十町外と相聞候
間大船に而岸まで參候義は決り出来不申岸上とても三十町前後は悉田畑
之趣に付いか様なる手段に而も燒討等は勿論出来不申然ル上は海國圖誌
開卷第一に籌海篇はしめに論し有之候如く下策は海中中策は海口上策は
河内に防候と申候論第一之御急務と奉存候然ル時は品川海御臺場躰之も
のに而は如何と奉存候依而は御咄之追而は紀州浦の大船等浮積に而當時
は兩川口には小砲臺等相立候計に可有之と之御論いかにもく感服之御
事に而中々以私輩は三舍四舍も退き不申候而は不相成事と奉存候事に御
座候なるほと川に乘込候處を防候積に而兩川口より大坂之方寄候場所
に陣營を立人数を差置陸戰之車臺砲等多く貯置候は必御用に可相立哉
譬は夷人は病兵は藥に而病症的當に無之藥に而は江戸之砲臺に百倍之も
の出来候とも少も御用には相成不申藥効は無之と申ものに御座候只金銀

を費候而余所之聞へ宜様之海防之御備出来候而は京師御崇敬之眞實之
味ひ如何可有之哉と心配いたし候義に而私を再見分に被遣候上はとても
出来は仕間敷候得共病に應し候藥をもち申度と其所に朝夕心配いたし居
候義に御座候尤兵は地理より生し候ものに付此上彼地の參候上に無之候
而はいつれとも難申且今般は江戸砲臺を取立候江川太郎左衛門家來卿雲
其外之もの共をも撰候而別段召連候に付彼等之議論も可有之哉に付相決
候筋には無之候得共過日御咄に及ひ御教示之奇論之始末等可相成は老
君様之詳に被入御聽候様仕度義に而扱又浪華砲臺之義第一は京師に
而御安心被遊候様とて關東よりも再ひまで御役人を被遣候義に付不一方
御配慮被遊候事之旨京師に而御安心被遊候様御取計之御合之趣鷹相公
等之御文通等被爲在候砌老君様より程能被仰遣候様之御所置は有之間
敷哉御熟考可被下右之趣阿闍にも申達候歟老君様之御直に申上度候處
昨日御目通被仰付候迄は心附不申歸宅夜中に相成存出候得共今朝未明之

出立と申候譯故いか様にも取計附不申候間御相談いたし候間合も無之候に付 貴兄迄申上候間若可然と之御存慮に御差支も無之候は、老君様は被入 御聴てもいかにも恐入候得共右に御宜様に候は、御目通は罷出候閣老にも御沙汰御座候も可然哉 若又 貴兄之御存慮に御節厚ケ間敷と之事に候は、貴兄限に御此文通は御投火可被下何分大任を被仰付候る羊質之虎文心配仕候間与風之存附難默止候る今曉相認置候る差上申候出立仕候義に付今日之御返事は及御斷候追御一筆留守宅に向被遣可被下此段御内談申上度草々頓首

九月七日

猶以大取込に早々之亂毫御推察之上御よみ可被下御返事はいつにても宜候間追御宮崎裕之進御呼寄同人の御渡可被下候以上

一八〇 同 前「井上清直宛」安政三年七月廿三日

井上信濃守の可申遣

書面案

前文略之

昨廿二日大和守殿御逢有之候る西墨利加一條之義今般被仰出候通官吏差置候義并上陸止宿之義は被及御斷候積右之應接難行届節は信濃守を西墨利加迄も爲御使被差遣候義も可有之哉右之御使として異國の參候義に付るは信濃守見込も有之候哉に御承知に候然ル處此節御船も無之勿論戸田に御打立被爲成候御船并紅毛夷獻上之蒸氣船も候得共御國におゐて航海之術曾る相聞不申候處數千里之大洋乘參候義は如何相心得候哉定る見込も可有之哉さて又參候上は事整可申義勿論に候得共御國地に不行届應接彼國の參候は、必行届可申哉如何可有之哉いつれにいたし候とも國家之御大事に付間違等有之候るは以之外之事に付行末之利害得失等勘弁之上十分に了簡無殘處書面にいたし左衛門尉方に向差越可申と之御内

談に候

一八一 同 前「阿部正弘宛」

上 別紙致加筆置候矢張

差出候方可然と申添候

川路左衛門尉

昨日之一條別番之通相認候得共又尙相考候得者何も不申遣候とも宜別番之趣に益有之候様には不奉存候間一向に止に可仕と再考仕候御覽被遊候何とも御沙汰無之御下ケに候は、不遣方に相心得別番は火中可仕と奉存候以上

八月廿一日

一八二 同 前「阿部正弘宛」

上

川路左衛門尉

昨日申上候趣別番之通明朝可申遣哉と奉存候恐入候得共御内覽之上御下可被成下候勿論御登 城被遊候上之事に候得共殊之外之御用多に被爲在候に付乍略義書中を以先奉入御内覽候出立後差遣候積に付いか様にも文段取直可申と奉存候依之此段御内々奉申上候以上

九月六日

一八三 同 前「名宛不明」

佞人并巧言令色を堯舜并顔回のこときも或は恐れ或は遠さけていたく諱嫌ひ玉ひし也それは譬は今の世話にいふたいこもち或は世事よき役人の類にはあらずそれならば聖人は不及申我輩にても先ッは欺るゝことはなき也聖人の仰られたるは少正卯又は王安石かことくなるものなるへし世の經濟の論をなしてもおもしろく人主の氣に入類之ことなる上手なるも

のなるへしそれを近づくるにおゐては祖宗之法も潰れ天下も亂るゝ也其
様子を申サは人主かくなさはいかにと心に或は五分か六分か浮みて決し
かたく迷ひ居ること有それを早く察しておもしろくいひて引出して手前
の流義に引付る也宋神宗か王安石に尋られしに魏徵等を以せられしに王
安石三代以下之人を誇りて稷契皐陶かことを以してそれより取入て遂に
宋朝の政事を微塵になしたり實に可恐こと也かゝる者は祖宗之法にては
おもしろからぬ故に必これを先ツ破る也心得候へきこと也いかに才力有
人君にても其意五六分向ひたる時にそれを迎へて引出さるゝはおもしろ
く彼か云こと必道理と聞ゆへき也欺るゝ筈也さて又賢人の善をたすけて
成も右と同じこと也只私智を以すると道理之上を以すると差別計其わ
さにおゐては少も違はぬ也故に人主たるもの其善惡毫釐之所を見損する
こと多かるへし今夫を十に六ツ迄見損せぬ様にする法をおもふに彼か隠
されぬ所をよくみて置ときは先ツはよかるへしそれは彼とこれと云こと

いつれか宜からむと疑念する所謂毫厘千里の違ひ之時也其時に其ことを
おもはず其人を平日をおもふへし其人平日儉素にして上たる人に諂こと
なく友に交るに信義有や否と元來の行ひより考みるとまつは大かたしる
へき也故に常に鍔直にして木訥なりや否と糾し置いかに氣に入とも右に
反したるものは側に不差置いつも〱白は白く黒きは黒きと申ものにも
物に仁愛有者を撰ひて使ふときは佞人を類おのつから遠さかるへし柴栗
山か剛毅木訥は仁に近しと仰られし御ことはに引くらへ候へは巧言令色
之おそろしきこと被存候と申たるは實に大儒を確論なるへし

附 録

ね 覺 の す さ ひ

松 操

人の世の一世の榮えおとろへ又よはひのなかきとみしかきは誠にはかり
しられぬものなりおのれあまたの春秋をへてつらく來し方をおもへは
いと遠ういと長うさま／＼なりし世わたりを今は大方わすれしことおもふ
實に往事如夢といふはむへなりつきて我ことをわれあけていふはいとを
こなれとひとりね覺におもひいつるこし方を爰にしるすおのれ父母の御
許をはなれしは年十五文政元の年なり紀伊の殿の御奥へ參り姫君につか
うまつる事八とせ其君うせ給ひて其後すぐせ有て安藝の國の大守へ將軍
家より姫君御輿入有につきまねかれて參り姫君に付てつかうまつる宮仕
は玉たれの内にして春秋の花もみちめつるもあて人の御前にて世のうき

こともしらすおのかしゝきぬのあやなときそひ花やき時めきてもの思ふ
 ふしもあらさりしかいかにせむおのれやまひかちにして常にやみてわつ
 らふ折の多きをたらちねの御いつくしみふかう行末うしろめたしとて身
 しりそかして川路家によすか定て参りぬ天保九年なり爰に舅姑君二所主
 聖謨君の御實母一所繼子おのこ二人女子二人有をおのれ皆養ひていとむ
 つましうめてたき中らひなりきうま子彰常年頃に成て妻むかへおのこ孫
 二人もうく兄太郎弟慶次郎と名つく其頃脊の君公の御覺よろしく年く
 に司すゝみ給ふおのれ参りし時は御勘定吟味役てふ有しかその後佐渡奉
 行小普請奉行御普請奉行奈良奉行難波奉行の任蒙らせ給ふ奈良難波の旅
 屋形にはおのれも行たり奈良に六とせ難波に二とせ旅寐しぬ奈らは昔の
 都の名にしおへてさすかに美やひになつかしき名所多しくわしくは爰に
 いはす其頃の寺めぐりふるのみち艸てふ日記に有難波は大江戸におとら
 す富賑はひて豊けく住よしされと風流は奈良におとれり此八とせ旅寐の

うちにかなしきかな江戸の彰常やみてうせぬるたよりきこえて誠にあさ
 ましうをしともかなしともいふはさらなり其時の様おもひやるへしかひ
 なく月日へぬれは公にねかひあけて孫の太郎子嫡孫にして難波に呼むか
 へて養ふ難波は二とせにして脊の君江戸にめされて御勘定奉行の住給ふ
 上の御氣色いよくよろしうて小石川に屋鋪給はり住居廣うしつらひも
 このましう有き此頃舅君實母君やみてつゝきてうせ給ふ又姑君は一とせ
 おくれうせ給ふこれは長きいたつきにておはしゝかうちゝものよく調
 ひてわかおよふ限り身もり心つくし奉りしかはかなしきうちの本意なり
 き又其頃男子ら女子らつきくによすか定む姉けい子高山氏妹のふ子貴
 志氏へ次郎種繪原田家孫慶次郎戸田家へ養子に定むつきては其頃父君の
 時めき世さかりのさきはひ衣調度はさらなり何事も物たらぬはなく美し
 う調ひていとくめてたし又其外に脊の君養ひ女子三人太郎の實母しけ
 子野田氏高橋女みほ子大越新家女つる子永田氏へよすか定むこれら皆實

の子におとらすもの調ひけり其頃脊の君には公の御事いと繁うてよるとなくひるとなく御心勞しつかうまつり給ふ折からなれば家のうちの事見かへり給ふいとまもなし遠く御旅行もしはく有禁裏御造營につき京都御登も二たひ或は外國船渡來にて長崎下田わたりの御旅行年に六たひ箱根山越八とせに九のたひ近江の湖を見給ふなと誠にめつらしく年を重ね月日をかさねて露いとまなき御身にしあれはいよくすへなくて外のことは従者に仰られ内くの事はおのれにまかせ給へればおのれ身にいともくおほけなき行ひなれとつとめてかなしき時も悦ひの折も其程くに付て心しらし心つくして調ひものしたりもとより従者も女ともく多くおのれひとり心らうするよしもあらねといと安からぬわさと今かへりみても思ふされと朝夕のおきて物よく調ひて事たらひぬれば心はやすし常定り公よりの給はり物はさらなりまたりんしものあまた外も内も賑はひ出入人多く門には常に馬乗物の絶間なう四方の國の守より公に奉るもの

く殘とて其國くの産物使して送るまたみつからとちのかたみに取かはす送りものなときそひ誠に盛りににきはひたりし此榮え嘉永の初めより安政の末凡十とせあまりの程なり世の事わさにいふ月に雲花に嵐や俄に上より命下り脊の君には隠居慎嫡孫へ跡式給はりぬ安政六年八月なり此頃何となう世の中しつかならず同じ筋の方くあまた有ときこゆ屋敷もはやく上りて番町といふ所に代り地給はる引移りてみればぬりこめは二つみつあれと地も家も小石川の三つかひとつにてこくかしこいとあれて板ひさし月こそもらね風さえていと住うき家なれと脊の君慎の程なれはつくりものする事もせず多くの従者住小屋もすくなければ便なしとて従者ともく中はしそき女ともく用なきはいとまとらしてよろついとしまりて飛鳥川きのふに變り行し世なれと脊の君にはいよく恐れ慎おはす其年暮て明る萬延元年一月脊の君の側女おのこ産新吉郎と名附年老ての子なれば太郎弟にして上にはきこえあけすこの年閏の月有しるしにや

春きても例よりいと寒う住なれぬあはら屋のいと、侘しくて春そともおほえす詠めかちに明くれていとうかりし三月三日めつらしう時ならぬ大雪ふるあるひと來たりてかたる今朝大雪のめつらしきにまたゆゝしうめつらしきは御大老井伊掃部頭大城登らるゝ大路櫻田にしてくせものになれしるしとられしとそこは水戸浪人十七人心あはせてのしわざときこゆといふいとをしういとあさまし此殿きのふまで四方の海あまねくおのかまゝにして勢ひ草をも木をもなひかし給ひしも露の玉の緒絶ては皆むなし御一族のなけき御家ひとの心いかにとおもひやる今我家の時うしなへりしをかこち思ふはいとおろかよ命たにあらはまたの榮えもあるへしとおもふ此くたりの事おのれにあつからぬ事にてするすはやくなれとあれたる家に大雪の寒さあまり堪かたう覺えし其折の序かつ人の世の榮えおとろへ定めかたき其時の事今さらにおもひいて、記すかくて二とせ三とせ過る程春の君御慎もみゆるしあれはあれたる家も作り調へたり太

郎生立もさかしうかたちも美しうて人のめてもの成き文のみち武の道はさらなり其頃人々學ふ外國のことに心さしふかうかしこう學ひたり人からもよろしく上にめされて御前ちかうつかうまつる其頃淺野某の女子妻にむかふ花子いと似合しきいとせの中らひむつましう悦ひあへり又新吉弟生る又吉郎と名附後種のり養ふこの比世の中漸變行て外國通信の事専ら聞ゆる頃上には御都登り二たひにおよはせ給ふ御旅行御供に太郎つかうまつる家には我脊の君二たひつかうまつれとめさせらるゝ御くたし文有て給はりもの昔にかはらす外國奉行任玉ふ月の雲花に嵐の障りもあとなく消て人々悦ひきそふ内外の賑はひいとめてたうたのしかりしかしはしの程にて脊君にはかうなりてしそくへしの御心おこし給ひ病ひときこえ願ひあけてみつから隠居し給ふ公にもをしませ給ふて其料あまた給はりていと豊に文よみ武の道もかはらす心のとかにおはしたりしか風と中氣の御病ひ發給ふ家のうちゆすりておとろきうれひくすしはさらな

りくさく手を盡し、かとかくおこたり給はす左の手足叶はすかのひ
 るの子に似たりとの給ひ三年御床にあらせられし日頃たけき御心いかに
 口をしようおほし給はむとおもひやり參らせいとくをしされと年頃の御
 學問爰にあらはれてよく御心をさめ給ひ益なき御かこち言もなく御床の
 あたりは御文唐のもやまとのもすゑおきて友とし御心のとかに明暮過し
 給ふ御さまいとかしこし又其頃外國へ物學ひの人わたさるゝおきて有て
 太郎も其仰下る祖父やまひのうちなから仕への道學ひの道なればくるし
 からすと祖父君みゆるして英國へ出たつ妻はさらなりおのれも祖父君の
 やみ給ふさへあれはいと心細ししはしの旅も別れはをしきにまして我
 國はなれて萬里はるけき波路行はいかにやあらむといとうしろめたく又
 外國にいたりてはよく學ひよく學ひ跡はとくかへれかならずよ仲丸のた
 めしなせそなといひく別れのいとかなしうをしかりし其時の事今思ひ
 いてゝも泪落ぬ別れし後程なう花子産女の子なり母もちこもいと平らか

にひたちていとうれしうめてたし此悦ひに旅行の後も賑はしう成て打紛
 れて一とせ餘り過ぬる頃は慶應三年の中しきりにさわかしう安からぬ事
 きこゆ明る慶應四月すてに伏見に於ていくさ發るくわしき事は記さす
 君には難波の御城落させ給ひ舟路にて爰の大城に入給ひぬと聞ゆいとあ
 さましう夢のこゝちす脊の君隠居し給ひても出入する人く昔にかはら
 す多かれときのふけふは世のさわきにおのく仕への道にて參りくる人
 もはつかしたしき限りふたり三たりうからも同し事にて來らす世のさま
 とりく大城の御あたりの事告るものもなし只やみの夜のこゝちして一
 日くと過る程君には東の上野の御山に寺入し給ふときこゆ軍のゆゑよ
 しはしらねと京都より官軍下りて有栖川親王入城して大城わたしたりと
 きく誠に覺ぬ夢のことしかゝる時も背の君には御病へちに變給はすおほ
 す事有けむ日毎に歌よみ文書給ふ御心いさゝかもうこき給はす年頃の御
 學問此時しるくみえまつるもかへすくかしこし御書ものは残し置給へ

る述懐御哥御詩文なり世の中いよ／＼さわかしう志のものゝふともあな
 たかなたに集るときこゆ官軍は所々に詰て通行人を改むかゝれば上の大
 奥向御方／＼もかしこう尾張の戸山屋敷に御ひらきあらせられしときこ
 えたり徳川御家人の屋敷／＼も皆官くん請取へしと風聞あれば其心かま
 へしてぬりこめ取片付座敷も庭も見くるしからす掃除してまれ人待さま
 いと淺ましうくちをししかゝればいつ方にも奥向は知行所下屋敷またし
 るへの田舎わたり行も多し秩父の知行所より村の長人多くひきいてきて
 我背をむかへむといふいかてかゆき給はむ志は嬉しけれと此まゝにとて
 すこしも御心うこき給はず終に御病ひの床にうせ給ひぬ頃は慶應四年辰
 三月十五日なり兼而の御覺悟此時の御様いとも／＼ゆゝしうかしこうて
 中／＼するしやらす幼きふたりの子らははやうより上總の國へ産女添て
 わたしやりたり花子は孫女とともに里方下屋敷にわたしやりておのれひ
 とり残りてこのうきめみる事よ英國の和子もこひしく思ひくれまどふ兼

て御やまひの床に仰られしは聖謨若きより文の道はさらなりわきていと
 まなき仕へのいとまにも武の道露おこたらすまた軍陣の爲とて月毎かな
 らす二たひ身によろひ具足し太刀はき馬場道行めぐり歩行事三里足をな
 らし力を常にためしゝもことあらは君の御恩にむくひ奉らむと思ひし事
 もかく病ひの床にふし思ひみなむなし残念限りなけれと天の命ならむさ
 れと此まゝ病ひの床にうせむはいと口をしもし大江戸にいくさ發らば我
 によるひ太刀添板にすゑて戦の庭にもて捨よと仰られしたけき御心いと
 理りにうけ給はりし又おのれにもつまにこと有時の女の心もちるみたれ
 す見くるしからぬ昔の人の行ひなとかたりをしへさとし給ひしも今日の
 ことよとおもへはいとゝかなしく亂れむ心我からをゝしくして御後の事
 取まかなふ親族もいつこも／＼世のさわきおの／＼奉公して家にあらね
 は娘ともゝ來たらすはつかに聳なる貴志高山來るしはしもあらずかへる
 なく／＼來たるは種繪外ひとりふたりしたしき出入町人來れば從者とゝ

もに心靜に納め奉る花子も來りておのれに力をへて物す兼ての御遺言に
 あれば烏帽子大紋太刀太夫の御裝束奉りて谷中大正寺に送り奉るあらせ
 し世の御供つれば夢なれや送り奉る馬乗ものもなし只種綸從者等ふたり
 三たりしていと忍ひて出ましは彌生十七日の夜なり淋しく御送りはな
 けれと折から霞める春の月しつけき影の御みちすから送りまゐらすもい
 と哀にかなしかりきかくて後はおのれやくなき身なれば御跡追奉てと
 其時はおもひしかまたおもひかへし此世の亂れ英國にはしるやしらすや
 家の大事もおのれならて傳へむ人もなしましたあかたに行幼き子兄九歳弟
 四歳ふたりもおのれなくはいかにならむとよく心しつめて花子とかたら
 ひ家には從者二人三たり下男一人り殘し花子はまた里方へわたしやりお
 のれあかたに行むとおもふなき君の初め七日におのれかしらおろして大
 正寺御はかに參る道すから上野の山時しり顔に咲花は匂へと世の中はる
 ならねはみる心もなしみ寺にまふすはかなくしつらひたる新御はかみる

もかなしうぬかつき拜むしきみの御花に添て手向まつるは只落る泪のみ
 行手の事なと在せし世のこと訴ひまつれと吹風の音はかりして答なきか
 なしき苦の下なり人かくなりてはもゝの事みなむなしとつくつくつねな
 き世はかなうおもひつゝけてとく立さりうきみはかの邊にしはしいこひ
 て今はと御いとま拜みしてかへりみかちみ寺いてそれより種のりのやか
 らとゝもに江戸こあみ町の夜舟に乗て上總の國山部郡原田知行所村長か
 りにいたる爰に彌生の末より文月の初つかたまで忍ひいたる其事はわか
 上總日記にくわしければこゝに記さすかくてあかたにては何事もきかす
 きこえず心安きにたれと古郷はわすれすうからはいかに世はいかにと
 おもはぬ日もなしすてにたより有て孫女俄にやまひしてうせぬとき誠
 におとろきいとをしみつになりていと愛らしう行末のたのしみ草成しに
 母のなげき英國にきこえはいかになとおもひいと世の中あちきなうい
 かに成行やおもひつゝく初秋の頃種綸來るかたるをきけは君には水戸

の國にわたし奉り上野の軍もしつまりて徳川家御跡目は田安若君龜之助君御高七十万石に定りたまひ漸治り行しといへはいてやとおのれあかた引拂ひ幼き子らとゝもに古郷番町屋敷に歸りぬぬりこめももろく調度も官軍の手にも渡らすぬす人もとらす従者とも皆ことなくてよく勤守りいたり花子もかへり來てうれしうすこし心落居ぬ折ふし俄に英國の太郎歸りぬまことによみちの人のかへり來たるこゝちして嬉しともかなしともいはん方なう只かたみに物もいはす手を取てなくはかりなり英國立さる折もその上渡り行しとは變り船中もいとも侘しき浪まくらして横濱に着ても湊のさま官軍入代り關所くもいときひしう人の出入改むる事むつかしうからうして忍び歸り來しとかたるその苦心おもひやらる爰には國のみたれ家の大事うき數く語盡しかたりあかしあはれかなしき此條今記すにもすゝろ泪落ちぬそれより太郎世の様見きくに官人となる有静岡住居願ひ行も多し太郎は高も家屋敷も奉り平民となりぬ名寛堂と

改て番町引拂ひしはし江戸に住夫より横濱にいたる一とせ餘住また江戸に歸る明治三年岩倉大臣勅使としてとつ國く渡り給ふに付て寛堂行二とせ餘りにてかへり官につかへたりしかその後しそきて平民と成其頃根岸といふ所に住田舎めきてしつけく住うからねと今平民と成て世わたりにはかく遠く里住にては人をとふも人にとはるゝも便なしとて今のかきから町といふに移り住ぬ市中なからよし有家居してわか住所あらたにしつらひていと住よしおのれ明治のはしめよりかなたこなた四方にまよひ渡りていと安からさりしか今爰に住つきてはしめてやすう心をさまりていと嬉しかく記しみれは文政のはしめの年父母の御許をさりて六十六年文化の初めのとし生れ文政天保弘化嘉永安政萬延文久元治慶應かゝなへて行年八十年おのれ八十歳になりぬいまくり返しくおもへはいと長きことなりされとかく記しゝをちくは我うへなから皆川路の家につきての行ひなれはことくしういひ立るは中くをこかましきや只爰にあや

しうおもふはおのれ若きより病ひ常によわくすしにもおもひ捨られて
 人の世の五十路の坂越かたうなといはれ我もおもひたりしかかしらおろ
 したる頃よりして其病ひ漸なく日頃はわすれしこと成てかくまで老ぬ今
 はふたりの幼き子らもおよすけてうしろみも益なき身と成ぬれは今もし
 も捨てもら思へとさりとておのれと今更捨もやられすいたつらになから
 ふるそうたてき古へのかしこき人は君の爲におくれても後にみつからう
 せしはいと有かたういとかたしやおのれ終にかくおくれて今寛堂の養ひ
 に心安う老過すはうれしき物からあまり命長きは本意にはあらずされと
 うからやからはさらなり昔より親しき人々の我老をあはれみていとね
 むころにとはれもしとひもしまねかれて常にしたしうかたらひ淺からぬ
 心さしもてなしに老の心いか計かなくさみていとくうれしう思ふなれ
 とおのれ何の徳有てやこは皆なき背の君の名残りの光りといとかしこし
 かつはおのれ年若く宮仕のはしめよりかく老行まで幾百たりの人ともま

しらひむつみしかと其人く一たひもむつみあやまちし事なし我おろ
 か心に凡人とましらひは人あしきは我あしきとおもひ定めてよく行ふい
 とかたけれと片端をすこし學ふ心に何事も忍ふといふを守とおもひて年
 月過しゝか幸ひにまたうしてしたしみやふらすかく老て今人のめくみの
 露のかゝるかとおもへは我ながら嬉ししかはあれと老ては心安きにしか
 すと家のことははやうより若きにゆすりて世の事はわすれしこと見かへ
 らす老ぬれは人にいみいとはるゝものとう心してとはれねは世にも人
 にもうとくしてひとりゐのつれく老ほけてめも露なからたゝすさひに
 ははかなき昔今の文を友にしましたつたなき三そ一文字ならへて其折その
 時くの心なくさみて安う老養ふ是も神と養ひ子寛堂のめくみならむか
 しことし明治十六年一月一日におもひつゝく

のほり來しことし八十路の老の坂

遠くむかしをかへりみるかな

れ覺のすきひ

みつからいはひのこゝろを

四方の海八十の湊も風なきて

やすらによする老のとし浪

松 操

五百十二

明治十六年一月の末しるす

川路聖謨文書第八

昭和九年十二月二十日印刷
昭和九年十二月廿五日發行

不許
複製

編輯代表者 東京市本郷區駒込東片町三十番地 藤 井 甚 太郎

發行者 東京市四谷區新堀江町三番地 日本史籍協會代表者 早 川 良 吉

印刷者 東京市京橋區湊町三丁目八番地一 高 橋 赤 次郎

發行所 東京市四谷區新堀江町三番地 日本史籍協會
電話四谷三二八七番
振替東京三九四五番





